

# 総務委員会会議録

平成29年3月14日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 15:17

## 【 案 件 】

1. 請願第12号 学校法人森友学園に対する国有地売却に関する意見書の採択を求める請願
2. 議案第32号 専決処分の承認(平成28年度 飯塚市一般会計補正予算(第8号))
3. 議案第1号 平成28年度 飯塚市一般会計補正予算(第9号)
4. 議案第20号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
5. 議案第21号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例
6. 議案第22号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例
7. 議案第23号 地方税法第6条の規定による固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例
8. 議案第29号 飯塚都市計画事業飯塚本町東土地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例

## 【 報告事項 】

1. 認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告(素案)について  
(地域連携都市政策室)
2. 飯塚市と市内3大学との包括連携に関する協定について  
(地域政策課)
3. 第2次飯塚市男女共同参画プランの策定について  
(男女共同参画推進課)
4. 飯塚地区消防組合庄内元吉出張所建設工事について  
(防災安全課)
5. 被災地職員派遣について  
(人事課)
6. 2月26日執行市長選挙当日投票所での車両損傷事故について(選挙管理委員会事務局)
7. 飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の策定状況について  
(行財政改革推進課)
8. 土地明渡等請求事件の経過について  
(管財課)
9. 条件付き一般競争入札に係る告示文書記載事項の一部変更について  
(契約課)
10. 要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について  
(建築課)

---

## ○委員長

ただいまから総務委員会を開会いたします。

「請願第12号 学校法人森友学園に対する国有地売却に関する意見書の採択を求める請願」を議題といたします。お諮りいたします。紹介議員として、宮嶋つや子議員に出席を求め、説明を受けたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって説明を受けることに決定いたしました。

それでは、本請願について、紹介議員の説明を求めます。

## ○宮嶋つや子議員

おはようございます。本日は、請願に対する紹介の機会を与えてくださりまして、ありがとうございます。学校法人森友学園に対する国有地売却に関する意見書の採択を求める請願です。

請願者は飯塚市忠隈485北野雄一郎、紹介議員は川上直喜議員と私、宮嶋つや子です。意見書の案文を紹介させていただいて、読ませていただいて、紹介に代えさせていただきます。

学校法人森友学園に対する国有地売却に関する意見書（案）。学校法人森友学園へ土地評価額9億5600万円の国有地が埋設物撤去費用などを理由に8億円を超える値引きを行い、1億3400万円で売却されたことが明らかになった。

この経過について安倍晋三首相は、「不当な働きかけは一切なかった」「政治家の関与はない」と述べ、理財局長は「法令上問題なく適正な売却額である」と国会で答弁した。

しかしながら、森友学園側から鴻池祥肇参議院議員に働きかけがあり、それを拒否したと本人が言明していること、それにもかかわらず森友学園にとって有利に値引きされたことが国会で明らかになっている。

この国有地売却は、「国の財産は、法律に基く場合を除く外、これを交換しその他支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し若しくは貸し付けてはならない。」（財政法第9条）という視点から、法に基づいて適正に行われたか、政治家が関与していないか、が鋭く問われている。

よって飯塚市議会は、国会及び政府が、学校法人森友学園に対する土地売却に関し、徹底的に究明するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、国土交通大臣です。よろしくご審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長

説明が終わりましたので、紹介議員に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

紹介議員に対する質疑を終結いたします。

宮嶋議員さん、本日はお忙しいところありがとうございました。

次に、議題全般に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

おはようございます。日本共産党の川上直喜です。質疑というか、執行部に対する質問はありません。私の意見を述べておきたいと思うんですけども、委員長よろしいですか。

○委員長

はい。では、討論でしてもらいます。ほかに質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

意見を述べて討論としたいと思うんですけども、今、国会中継見れば、南スーダンからの撤退問題か、この学校法人森友学園問題という状況です。国会での質疑だけではなくて、大阪府議会それから豊中市議会でもこの問題が追及されて、次々に不明な点が明らかになりつつあるわけですね。こうした中で、学校法人森友学園について言えば、先だって理事長が認可の取り下げを行うということで、入学を希望していた子どもたちが、4月から学校に通えるのかという問題も生じて、それも報道されています。問題は、認可を取り下げたことによって国民世論はこれでよしとしているかということなんですけれども、13日の報道によれば、毎日の報道によれば、75%の方々がこの問題は解決していないと、究明するべきだということなんです。共同通信によると80数%に及んでいるわけです。今この問題に、なぜこれほど国民世論がその究明を求めているかということ、一部のものが、政治家の関与を利用して、国民の財産を不当に我が物としているのではないかという問題意識があるからなんです。これについて

は、国会に、関係者を参考人招致、あるいは証人喚問を行って徹底究明を行わなければ、日本という国はどのような国なのかということが世界中から問われるということにもなろうと思えます。こういう状況の中で、先ほど申し上げましたけども、地方議会においても、問題が指摘されることがあって、学校の建築費に関する補助金をめぐる疑惑、それから、要支援児の実態がないのに補助金を要求して取得していたのではないかという関係の法人の問題、等々次々に生じています。この際ですね、本家本元というか、本丸のですね、学校法人森友学園について、2つの点、国の行政の手続きが本来あるべき姿のとおりに行われたのかどうかという点、それから2つ目は、政治家の関与がなかったかどうかについて、この点について、飯塚市議会として、意見書のルールがあるわけですから、この2点について政府、関係大臣及び衆参両院議長に徹底究明を求める、そういう意見書をあげるのは当然だと思っております。委員各位の賛同をぜひお願いしたいと思えます。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「請願第12号 学校法人森友学園に対する国有地売却に関する意見書の採択を求める請願」について、採択することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、「議案第32号 専決処分の承認(平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第8号))」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

議案番号が前後しますが、先に議案第32号の専決処分の承認についてご説明させていただきます。平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第8号)につきましても、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、報告を行い、承認を求めるものでございます。

別冊の「平成28年度一般会計補正予算書 平成29年1月12日専決」と記載している分によりご説明いたします。

1ページをお願いします。今回の専決による補正額は、一般会計で5339万3千円を追加するもので、2月26日執行の市長選挙に係る投開票事務の管理者等報酬、事務従事者手当及びその他の執行等の経費について補正するものです。

内容の説明については省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第32号 専決処分の承認(平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第8号))」については、承認することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は、承認すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第1号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算(第9号)」を議題といたしま

す。執行部の補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第1号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第9号）」につきましては、別に配布しております平成28年度補正予算資料、下に一般会計予算（第9号）と記載しておりますが、これにより概要を説明させていただきます。

1ページをお願いします。今回の補正につきましては、一般会計で12億4485万9千円を追加し、補正後の予算総額を740億6882万8千円とするもので、表の下に記載していますように、国の補正予算（第2号）に伴う関連事業に係る経費と今後見込まれる所要額を計上するものです。2ページ以降に補正予算の概要を費目ごとにまとめ、左側に予算書のページを記載しています。

まず、歳入の国庫支出金については、今回補正予算として計上しています事業の財源として、「子どものための教育・保育給付費負担金」、国の補正予算に伴う事業前倒しに伴う「地方創生拠点整備交付金」「学校施設環境改善交付金」など合計で4億8619万9千円を計上しています。県支出金につきましても、同様に合計で3715万1千円を計上しています。

繰入金については、今回の補正による財源調整で、財政調整基金の繰入を2540万9千円追加しています。市債については、小学校及び中学校施設整備事業等に係る財源として6億9610万円を追加しています。

次に、歳出についてご説明します。総務費、地域振興費のその他の地域振興費では、国の地方創生拠点整備交付金（1/2）を活用し、筑穂庁舎5階をふれあい交流センターとして改修する経費を計上しています。

民生費、高齢福祉費の高齢福祉施設等整備補助事業費では、国の地域介護・福祉空間整備等補助金（10/10）を活用し、高齢者施設等の安全・安心の確保として防犯対策の強化を推進するため、防犯カメラ及びスプリンクラーの設置に要する費用について補助する経費を追加しています。

3ページをお願いします。児童措置費の私立保育所等保育措置費では、市内私立保育所施設型給付費交付事業費から私立認定保育所施設型給付費交付事業費について、公定価格の改正が4月1日に遡及適用される見込みとなりましたことから、改定に係る経費を追加しています。

教育費、小学校費の学校整備費では、国の学校施設環境改善交付金（1/3）を活用し、若菜小学校大規模改造事業として改造工事等に係る経費を追加しています。小学校費及び中学校費の学校整備費の統合・大規模改造事業費では、国の学校施設環境改善交付金（1/3）を活用し、鎮西地区、幸袋地区、穂波東地区の小中学校統合事業における建設工事、造成工事等に係る経費を追加しています。

幼稚園費の幼稚園教育振興費では、私立保育所と同様に、私立幼稚園施設型給付費交付事業費及び市外私立幼稚園等施設型給付費について、公定価格の改正が4月1日に遡及適用される見込みとなりましたことから、改定に係る経費を追加しています。

社会教育総務費の放課後子ども教室推進事業費では、県補助（10/10）を活用し、放課後子ども教室で活用可能な備品（パソコン、プロジェクターなど）を整備するための経費を追加しています。

継続費の補正につきましては、「潤野・蓮台寺・鎮西小中学校統合事業」以下4件につきまして、平成29年度までの年割額の限度額を定め、後年度分の予算執行の調整を図るため変更するものです。

4ページをお願いします。繰越明許費の補正については、筑穂ふれあい交流センター整備事業以下12件について、年度内の完了が見込めないため追加するものです。また、若菜児童館整備事業について変更するものです。

債務負担行為の補正については、公有財産購入費の土地開発公社委託分の目尾地域開発事業

用地敷及び飯塚駅前広場整備事業用地敷の期間及び限度額を変更するものです。

6 ページ以降に、今回の補正に係る歳入・歳出予算額の推移表及び市債・基金の状況表を添付しています。内容の説明につきましては省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

補正予算書の12ページ、歳出の2款総務費、地域振興費の関係で、地域再生計画事業費として、7704万1千円の計上があります。これは、筑穂ふれあい交流センター整備にかかわるものとしての予算計上ですけれども、内容、どういった事業をするのか、お尋ねをいたします。

○まちづくり推進課主幹補

今回の工事は筑穂庁舎5階、いわゆる旧議場を市民のふれあいの場として多目的ホールとして整備を行い、地域コミュニティの維持、高齢者の交流の支援など、住民のさらなるふれあい交流を促進することを目的として整備をいたします。

○川上委員

工事監理委託料が204万1千円、それから整備工事が7500万円ということですが、目的は今言われた説明なんだろうけど、これだけの予算を投じてどういった工事をするのか、お尋ねをいたします。

○まちづくり推進課主幹補

工事の主なものとしては、議場に取り付けてありました据え付け型の議会用機の撤去や傍聴席の撤去を行いまして、現在、段差のついてる床をフラットにし、ステージ等の設置も行い、また、壁につきましては、防音型の移動可能な壁に変更を行います。それに伴いまして、電気設備工事、機械設備工事いわゆる空調工事を行うものでございます。

○川上委員

議場でしたから、段差がどうかこうなってるんでしょうけど、そこをフラットにして、ステージをつくるんですか。椅子もつくるんですね。それで、小さなステージがあって椅子はどれくらい用意できるんですか。

○まちづくり推進課主幹補

現在、約200席程度は配置できるというふうに考えております。

○川上委員

これは、公民館施設ではなくて、性格的には貸しホールということになるんですか。

○まちづくり推進課主幹補

貸し館を目的といたしますが、住民の交流の場としての整備ということで考えております。

○川上委員

これは利用しようとする場合は、どういうことになりますか。無料で使えるんですか。

○まちづくり推進課主幹補

いわゆる利用料につきましては、一定の料金を設定いたしますが、用途に応じまして、例えばまちづくりとか、自治会とか、そういった行政関係に関するようなものにつきましては、公民館同様の減免を考えております。

○川上委員

これは、いつから使えるようになりますか。

○まちづくり推進課主幹補

現時点では、平成30年4月1日を予定しております。

○川上委員

料金設定については、その減免対象外の通常の料金設定はどれくらいですか。

○まちづくり推進課主幹補

現時点では、まだその算定には至っておりませんが、いわゆるコミュニティーセンター、飯塚のコミュニティーセンター等を参考にいたしまして、また現在、3階を貸し館としてやっておりますので、その料金等を参考にして料金を設定する予定でございます。

○川上委員

それについては、少し意見を持っておるんですけども、この事業、この工事を行うということを決めるまでの経過を、地域の住民の皆さんの要望だとか意見とかあったと思うんですけども、それを含めて説明をしていただけますか。

○まちづくり推進課主幹補

地元自治会であります筑穂地区自治会長会、また、筑穂地区まちづくり協議会、それから現在、3階を利用していらっしゃる方々のご意見等も聞きながら、参考にしながらですね、5階議場も将来的には整備したいというふうに考えておりましたので、そのような意見を参考にしながら、このような形で整備に至ったものでございます。

○川上委員

その要望の内容ですよ。とにかく議場じゃもったいないから、何かに使ってくれということでもないと思うんですよ。その小ステージ、200弱の収容を考える。これは皆さんがどう考えているかわからないけれども、非常に大事なことになると思うんですよ。地理的な要件についてどうかということを考えられるかもしれないけども、この小ステージがある、そして200ぐらいの収容人員というのは非常に適当だと思うんですよ。全体で施設配置から考えたら、非常に大事なんだけど、今のお話を聞くとわからないんですよ。こういうことだからこれをつくるというふうにしたというのがわからない。そここのところを聞かせてもらっていいですか。

○まちづくり推進課主幹補

この多目的ホールにつきましては、合併後に議場がずっと空いておりましたので、そこを使わせていただきたいという住民の方々のご意見等もございまして、ダンスなどの練習や各種発表会、また、コンサート、各種講演会等の用途に使えればということで考えまして、5階整備に至った状況でございます。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:23

再開 10:24

委員会を再開します。

○川上委員

私は今、ダンスとか各種発表会とか言われたでしょ、大事と思うんですよ。それから、小さなコンサートとかね、手ごろな規模だと思います。それで、特に地域の皆さんが、ほんとに気軽に使えるようにする必要があると思うんですけど、それについては、利用料の問題があると思うんですよ。ほかの施設とのバランス感覚というのもあると思うし、それから筑穂支所内のほかの貸室とのバランスもあると思うんですけど、このホールについての、今言ったような特別の位置づけから言えば、森友学園じゃないけども格安で、地域の方が使えるように、一段の工夫があるんじゃないかなと、横並びではなくて、というふうに思うんです。実はそう思うのは、若い人たちが、十代二十代の若い人たちが車でやって来て、少し遅い時間でも、仕事が終わって来て、バンドをやったり、それからダンスをしたりというような空間というのはあんまりないですよ。だから、飯塚には若い人たちがそこに行って、軽音楽を鳴らしても、苦情が来ないし、大丈夫と、そういう居場所というか、たまり場というか、そういった噂が広がっ

て、地域外からも若い人たちがどんどん来れるようなふうにしたらどうかというふうには、福岡都市圏からも、既に筑穂には野球をしに、ソフトボールしに来てるでしょ。そのようにね、来てもらうと、非常にいいんじゃないかなというふうに思っています。

それで、財源なんですけれども、2分の1は国庫補助ということなんですけど、2分の1は借金なんです。借金なんだけど、どういう性質の借金をするのか、3800万円か、説明を求めます。

○財政課長

説明を最初のほうにいたしましたけど、国の2号の補正予算に今回乗せておりますけども、2分の1は国の交付金、あと残りにつきましては、補正予算債というのが、有利なものがあります。これについては、90%充当しまして、50%の交付税措置で、すみません、訂正いたします。100%充当で50%の交付税措置になります。

○川上委員

3800万だから100%でしょうね。それで、過疎債、本市では筑穂地域だけが対象になっている過疎債との比較は、検討されてたのではないかと思いますけど、有利さにおいてはどうですか。

○財政課長

今回の、この事業につきましては、過疎債の適用には該当しておりません。それで過疎債になりますと、100%の70が交付税措置されますから、かなり有利ではありますけども、該当していないと、適債事業になってないということです。

○川上委員

私は、過疎債対象ということで要求してよかったのではないかと思いますけど。それは、その要求もしていないということですか。該当しないということで。

○財政課長

起債の分につきましては、今言いますように100の70ですけども、この国の交付金は2分の1は、これ丸丸50%入ってまいりますので、有利さからいくとこちらのほうが有利ということで、今回これに乗せて、やっているということでございます。

○川上委員

先ほどの過疎債対象外であるということについては撤回するんですか、答弁を。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:30

再開 10:34

委員会を再開します。

○財政課長

失礼いたしました。過疎債をもともと適用していこうというふうな形で事業を組んでおりましたが、国の2号補正の補正予算が組まれたことから、そちらのほうが有利ということで、国の補正に乗せております。ただ、この50%の残りにつきましては、過疎債よりも、過疎債じゃなくて国の補正予算債を使って、あわせてするほうが有利ということで、今回このような予算を計上させていただいたところでございます。

委員ご質問の中で、過疎債の適用対象事業かということ、適用対象事業にはなるというふうには思っております。ただ、有利性においては、国の補正予算を使ったほうが最終的には有利ということで、今回このような財源措置をとらせていただいているということでございます。

○川上委員

わかりました。次に、同じく12ページですけども、高齢者福祉費、高齢者福祉施設等整備補助事業費が636万9千円、予算計上がありますけれども、予算資料の2ページで、説明

書きがあり、補助事業の対象として4事業所があげられていますね。二瀬病院、天空の杜、多田の里、特養と短期入所生活介護となって、3事業所しか書いてないように思うんですけども、4事業所目はどこに書いてあるんですか。

○介護保険課長

2ページの表でございますが、括弧書きで、二瀬病院、天空の杜、多田の里は3法人という意味で、事業所としましては、多田の里の特養と短期入所生活介護、事業所ということになります。

○川上委員

わかりました。それで、これはどういう事業をそれぞれでやるのか、お尋ねをします。

○介護保険課長

今お答えしました4事業所については施設内の防犯カメラの設置になります。

○川上委員

636万9千円使うわけでしょう。防犯カメラそれぞれ一基ずつ付けるんですか、4カ所に。

○介護保険課長

防犯カメラにつきましては、二瀬病院につきましては8基、それから、天空の杜については同じく8基、特別養護老人ホーム多田の里については10基、それから多田の里短期入所生活介護事業所については8基、この多田の里につきましては同法人で1法人でございまして、共用部分に3台付けるというような形になります。

○川上委員

この補助事業は防犯カメラ以外には使えないのですか。

○高齢者支援課長

こちらの交付金に関しましては、先ほどの防犯カメラ以外にスプリンクラーを設置する事業もありまして、そちらのほうで今回350万円を計上しております。

○川上委員

防犯なんでしょう。スプリンクラーというのは防犯という概念にかみ合わないと思いますけど。どうしてそこからこの補助事業が出て来るんですか。

○介護保険課長

今、お答えしましたのは、第2次補正予算の地域介護の整備交付金の内容で、一番は既存の高齢者施設等のスプリンクラーの整備事業、それから認知症高齢者グループホーム等の防災改修等の支援事業、それから既存の高齢者施設等の防犯対策事業になります。委員、今質問されたことにつきましては、防犯対策強化事業の分になろうかと思いますが、それにつきましては、非常通報装置、防犯カメラの設置や外構等の設置、修繕などが安全対策に要する費用として、対象となっております。

○川上委員

補助申請の時に防犯カメラを8つ付けたりとか、8つというのはたまたまですかね、二瀬病院と天空の杜が、たまたまなんですか。多田の里のショートステイのほうも8つでしょう。全部これ、たまたまですか。8基付けるというのは。市のほうが最大が8基ですという話をしたのですか。たまたまですか、これは。

○介護保険課長

最終的に市のほうが8台とか10台とか、そういう形で指示したことはございません。ただ、補助の上限額が90万円というところがございまして、1台当たり大体20万程度かかる、カメラによっては13万から20万程度、費用がかかるということで、そういった補助額とのかかわりの中で申請がなされたものと考えております。

○川上委員

最終的には、市はそういう指示とかしていないという、その「最終的」とかいうところが、



どうしてそういうことを言うのかなあ。そこに意味があるわけでしょう。そこを聞きたいわけですよ。つまり、もう少し言うと、今回、全部監視カメラ、8、8、8で揃ってるわけでしょう。先ほど言われた非常通報システムだとかにも使えるわけですよ。業者は違うかもしれませんが。カメラを扱う業者と通報システムをつくる業者と。あなた方はそれぞれのところに非常通報システムについてよりは、監視カメラを、最大90万で付けてくださいというのを指導したのかなという気がするんですよ。「最終的には」と言うから。どうしてこの非常通報システムについてのことはなかったのかなという疑問を持つわけです。この「最終的には」というところにつながる、その前を、少し説明していただいてもいいですか。

○介護保険課長

「最終的に」と申しましたのは、事業者のほうから出てきたものでございますということで、市のほうから先ほど何度も言われます、指示を行ったということはございません。それと、非常用システムについては、既に27年4月から消防法の改正がございまして、各施設のほうに整備がされておるような状況でございます。

○川上委員

今、消防と言われたんだけど、消防の非常通報システムと、防犯ですよ、これ。先だって重大事件が起きましたけれども、そういうものが起きようとした時に、確実に、入所者のあるいは入院している人の、入院じゃないか、入所してる人の生命を守ることができる、そのための予算じゃないんですか。だから、そういう意味では、既にある消防の通報システム、非常の通報システムで対応できるのか、そここのところの判断は既にされたんですか。

○介護保険課長

そこらへんの検証は行っておりませんが、そういった非常用の施設通報装置は既に設置されておりますことから、防犯というような形で事業所の側から申請があったものと考えております。

○川上委員

それで、4つの事業所が手を挙げて採択されたと、決定したということなんでしょうけど、ここに至る経過をお尋ねします。

○介護保険課長

先ほども申しましたが、第2次の補正予算の協議、照会が平成28年10月21日、文書として届きまして、市内の介護施設等に同様の文書で調査照会をかけた結果、4法人、当初は5事業所を対象に、当初といいますか、4法人5事業所を対象に同額の補正予算を計上したもので、ございます。なお、防犯以外にも先ほど言いました、メニューの2項目、認知症の防災工事等の申請もなされておりましたけれども、その分については内示決定に至っていないような状況でございます。

○川上委員

今、述べられた4法人の5事業所というのは、この予算資料の2ページの一番下を書いてある、1事業所、やまびこを入れてのことを言われてるんですか。

○介護保険課長

ではなくて、当初は、申請段階では、これのほかに、くぬぎ苑のほうからも申請が行われておりましたけれども、その分については内示を受けていないというような結果になっておりますので、現状として、先ほどの4事業所という結果になっております。

○川上委員

課長がおっしゃる内示というのは何のことですか。

○介護保険課長

国の内示になります。

○川上委員

わかりやすく、もう一度、昨年10月21日の協議、照会があったわけでしょう、補助金の。福岡県からあったんでしょう。それからの経過をもう少しわかりやすく、だれが聞いてもようにわかるように言ってもらえませんか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 10:50

再開 11:00

委員会を再開します。

○介護保険課長

先ほどもお話ししましたが、国の協議、照会が10月21日に行われまして、市内の介護施設等に、55事業所がございますが、調査を行った結果、施設整備を希望する4法人、当初は4法人5事業所申請が行われております。ただし、その後、1法人1事業所におきまして、国が求めております防災計画上のマニュアル等の整備が至っていないということで、1法人内示を受けていない状況でございます。今回ご説明いたしますとおり4事業所として内示を受けておるものでございます。

○川上委員

内示を受けられなかった理由については、市としてもそのとおりだと、理由があるという判断ですか。

○介護保険課長

当初、申請段階でそういった申請様式の中に、マニュアル等が整備されていないものについて、その部分がないということで申請されておりました。現に私どもも確認いたしましたら、そういうのはつくっていないということで、今回の補助事業の対象とはなっていないということで確認を取っております。

○川上委員

補助がなくても、自力でね、自主財源でその施設が対応すればよいことかもしれないけれども、その施設にとって、その整備が非常に緊急なもので、切実なものであるということであれば、今後、市としても国の補助にとどまらずに、入所者の安全確保のために特別の手立てが必要かもしれませんね。これは検討していただきたいと思います。

それから、続けていいですか。予算書の13ページ以降、学校の統合事業、大規模改造事業にかかわる補正予算の計上があります。さらに15ページには、継続費の計上もあるんですね。説明があります。それで、この補正の仕方については、従来、自主財源で組んでいたものに対して、国、県からの支出が見込めるのでつけかえるということなのかと思いましたがお尋ねをしたいと思います。

○財政課長

今、質問委員言われるとおりで、先ほどの質問と答弁したことと同じ内容でございますけれども、国の補正予算第2号が出たことから、こちらのほうが有利ということで、若菜小学校から潤野小中学校統合事業、目尾、幸袋地区、鎮西地区、それから穂波東地区、いずれも国の交付金を活用するというので、平成29年度の事業としてもともと予定をしております。これを平成28年度の補正予算にのせまして、そして、継続費ですけども、繰り越しをしまして、29年度の実施には変わりませんが、財源のつけかえをしたということでございます。

○川上委員

この統合事業、それから大規模改造について、入札において既にお互い承知の100%落札の入札結果となっておりますけれども、このことについて、それでよいのかということで問題提起もし、共産党としてはその契約議案に反対しておったわけですが、その後、執行部として、この100%落札による通常想定される落札率があると思うんだけど、それと

の差において市民に損害が出てないかというような検討をして、なおかつこういう予算計上したのか、お尋ねをします。

○学校施設整備推進室主幹

今お尋ねの後段の部分について答弁のほうさせていただきたいと思います。今回の補正予算計上につきましては、あくまでも国の補正予算に伴う予算のつけかえという形の中で、今回2月補正のほうに計上させていただいているもので、前段のご質問についてはまたちょっと私のほうからのお答えはできない状況でございます。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:06

再開 11:07

委員会を再開します。

○川上委員

後段の答弁は確認したいと思います。前段の問題提起についての答弁はなかったということも確認したいと思うんですね。それで、要するに今回の補正予算の計上については、財源が国から来たのでつけかえますよってということなんだけれども、100%落札率による契約金額支出についてのことには考慮していないということなんですね。

次は、補正予算資料の4ページの下のほうに、繰越明許費の変更、一番最後なんですけれども、若菜児童館整備事業がありますね。この2行下に、工事契約先との調整により支払いの時期が変更となったためとあるんですけれども、これについて説明してもらえますか。

○子育て支援課長

工事契約先との調整によりということ、前払金の支払いを後でいいということになりましたので、支払いの時期が変更になったために、変更しております。

○川上委員

前払金の支払いを後でよいと業者が言ったわけですか。そしたら、あなた方はそうしますということにしたという答弁ですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:10

再開 11:10

委員会を再開します。

○子育て支援課長

そのとおりでありまして、工事契約先との話し合いによりまして、前払金は後でいいということになりましたので、変更になっております。

○川上委員

繰越明許というのはどういう場合に行うんですか。

○財政課長

繰越明許につきましては、単年度主義、予算につきましては、なっておりますけれども、どうしても事業の完了が見込めないという時には繰越をして、次年度の執行をやっていくというのが繰越明許の制度でございます。

○川上委員

そうしますとね、原課のほうでわかるでしょう。これがなぜ繰越明許に該当するのですか。この変更が、今の説明との関係ですよ。前払いを後でよいとか、業者が言ったことによってね、繰越明許の変更になるんですか。理由になるんですか。

○財政課長

この工事につきましては、当初は各業種において40%、通常40%を前払いということで決めておまして、繰越明許ということでこれを、設定をしておりましたけども、ところが今、担当部署言いますように、繰り越し要求を行っていた見込みよりも少額となったということで、次年度の分が繰り越しが増額になったということで、今回繰越明許の変更を行ったものでございます。

○川上委員

それがね、先ほどの答弁だとね、前払いはいらぬという答弁じゃないですか。当初予定していた40%、決めていたんですか。それいらぬというふうに相手が申し出たので、変更しますという答弁ですよ。そのどうなってるんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:13

再開 11:23

委員会を再開します。

○子育て支援課長

大変失礼しました。若菜児童館整備事業の中の建設工事費のみの前払金が次年度に繰り越したということになります。

○委員長

何も払ってないんでしょ。20%も10%も払ってないってことでしょう。

○子育て支援課長

40%の分の前払金が発生しておりません。支払っておりませんので、次年度に繰り越しを変更しております。

○川上委員

そうすると、前払金は一円も払っていないということですかね。それをまず確認します。

○子育て支援課長

建設工事につきましては、前払金の支払いは行っておりません。

○川上委員

ちょっと手間を取らせて申しわけなかったんですけど、そこで質問今からなんですけど、前払金を払うということで、お金を用意したわけでしょう。予算計上したわけですよ。で、議会承認したわけね、でしょ。それを、そこまでしたということは、この業者との間で、前払いをしてください、しましょうという合意はなかったのですか。そういう合意がないまま予算計上しておったんですか。それをお尋ねします。

○子育て支援課長

予算計上する時点では、まだ業者が決まっておりませんので、予定として40%の前払金を計上しております。

○川上委員

正解でしょうね。それで、この業者はいつ、この前払金をいらぬというふうに言ったんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:26

再開 11:36

委員会を再開します。

○子育て支援課長

契約日は、平成28年12月22日です。前払金は30日以内ということで、請求しないと

いう業者の連絡がありましたのは1月中旬頃でありました。

○川上委員

業者から前払金の受け取り申請はしないという連絡が1月中旬頃にあったわけですね。今の答弁はね。その額は、幾らですか、5千万円ですか。

○建築課長

金額のほうにつきましては、約6500万円になろうかと思えます。

○川上委員

この翌年度繰越額の変更額と今言われた6500万円は、数値が一致しませんけど、どういう事情でしょうか。

○財政課長

金額の差につきましては、執行残の金額になります。本当に要る金額だけ繰越明許の変更をして、金額が5千万円ちょっととなっております。

○川上委員

前払金は、受け取りを希望しないという額は6500万というのを確認します。そこで、1月中旬というのは何ですかね。1月中旬という日付ないでしょう。業者が連絡してきたっていうんでしょう。申請しないという連絡なのかな。6500万円の受け取りをしませんという、申請しませんという連絡なんでしょう、どうしてそれがわからないんでしょう。市民の税金を、6500万円、年度中に予定どおり執行するかどうかにかかわることなんでしょう。それがなぜ、いつのことかわからないんですか。本当に電話あったんですか。

○建築課長

前払金に関しましては、これは契約締結後、請求される場合、30日以内に請求をとということになっております。そのため、12月22日、これは、建築工事につきましては、議案として議決を受けた日が契約日になりますので、それから以降に施工者のほうに対して、前払金の申請を行いますかということで、申し送りを担当のほうからしております。そして、最終的に日にちが、ちょっと私のほうも報告を受けておりませんので、たしか1月の中旬ぐらいに業者と担当の顔合わせのときに、その旨、今回は前払金の申請はいたしませんという旨の連絡が入っております。

○川上委員

非常に緊張感がない。これは、業者が誰に電話してきたんですか。いつかわからないんでしょうけど、誰に電話かけてきたんですか。どこに。

○建築課長

建築課の工事担当者のほうにその旨の、今回のこの工事の担当者のほうに連絡をいただいたということに、私は記憶しております。

○川上委員

そしたらね、ちょっとこういうやりとりではわかりにくいので、今、何を言ってるかという、ここにこう書いてるでしょう。最初読んだでしょう。今回の、繰越明許の変更については、工事委託先との調整によりと書いてある。支払いの時期が変更となったため、翌年度以降と書かないといけないですよ。この委託先との調整によりという、どういう調整したのかなということで、最初から聞いてるわけですよ。それで、建築課に日付がわからない、その時に6500万円受けとりませんと。6500万円は、小さいですか、大きいでしょう。これ建築課に連絡して来るのが普通なんですか。建築課がそれが普通ならですよ、聞いたらどういうふうに処理するんですか、それは。その後。調整というのはいつ行われたんですか。どういう場所で。まさか、今、建築課長が言った、その業者との顔合わせの時に、申請しませんよと、それで済んだという話ですか。それいつなんですか。その経過をわかるように説明してくれませんか。6500万円ですよ。あなた方今説明するようなことで、取り扱われるべきではない

と思います。きちんと説明してください。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:44

再開 11:45

委員会を再開します。

○建築課長

先ほど申しましたように、前払金の請求につきましては、契約して30日以内に請求権がございます。私どもとしましては、施工者のほうに対して前払金の請求をなされるかどうかというのを業者のほうに確認を行いまして、業者のほうから今回は、前払金は不要ですという回答をいただきましたので、今回その旨の前払金分というのは、支払いからは外しております。

○川上委員

そのくらいの答弁しかできないという趣旨の答弁やね。じゃあね、申請書というのはどこに出すんですか。

○建築課長

建築課のほうに申請書を提出されて、それから、会計のほう等に書類が回っていくような形になっております。

○川上委員

建築課は、いつ連絡を受けたかわからないけども、電話があったというのは事実ですか。建築課に電話があったのは。

○建築課長

担当者と事業、工事の協議を行うとか、諸々の工事前の事前の顔合わせとか打ち合わせの中で、電話連絡だったか、そこで工事担当者と私どもの担当者の中で、顔を見合わせた中でその前払金は不要という話であったかと、私は記憶しております。

○川上委員

電話連絡があったかなかったかは、未確認なんですね。先ほど、子育て支援課長が電話で受けましたと言ったのは、子育て支援課に電話があったんですか。

○子育て支援課長

私のほうではありませんで、建築課のほうにあったと思います。

○川上委員

子育て支援課長、先ほどの答弁は、未確認情報だったということで、訂正してください。

○子育て支援課長

誠に申しわけありません。私のほうに電話の連絡があったということは、訂正してお詫びいたします。建築課のほうに連絡があったということです。

○委員長

電話じゃなくて、何らかの形でということ。

○子育て支援課長

はい。連絡があったということで。

○川上委員

どうしてそういう答弁するんでしょうね。それでね、協議、工事契約先との調整によりと書いてますね。これ何のことですか。今の話、聞いてみると。どういうメンバーで相手がどういうメンバーで、こっち、誰なのか。いつどこでこういう調整したのか。今の答弁ではしてないということになりますね。調整したんですか。何の調整が必要なんですか。相手が申請しなかったってだけでしょ。何の調整したんですか。金額の調整ですか。時期の調整ですか。翌年度は、いつごろとかいう、そういう調整ですか。今は、前払金を受け取りたくない。こ

ういう事情だと。そういう打ち明け話もあったんですか。どういう調整したんですか。してないんですか。そこをちょっと聞かせてください。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 11:50

再開 11:51

委員会を再開します。

○都市建設部長

通常、工事の前払金につきましては、先ほど建築課長が申しましたとおり、工事請負契約後に前払金を申請することができます。我々、ほかの事業も含めてでございますが、支払い等々がございますので、事前に、前払金が必要かどうかというのは確認をしております。その中で、今回はその確認をした後に、最終的には申請がなされなかったということでございまして、特段の調整をしたとかいうことではございません。ただ、ここに調整という表現がまずいというのはちょっと確かに、そういうご指摘かなというふうには思っております。

○川上委員

私は、今の部長の答弁だと思うんですよ。だからその申請がなかったためでいいじゃないですか。あなた方の言うのが本当ならですよ。調整してないのであれば。調整によって、何を調整したのかなってくるじゃないですか。調整してないんですね。申請がなかっただけと。で、その連絡を、しないという連絡を受けただけだと。いつ受けたかわからないということですかね。もう一度確認します。

○都市建設部長

先ほど、建築課長も申しましたとおり、電話は受けていますけども、最終的には確認は前払金の申請がないということで、申請主義でございますので、申請がなかったということで、それが最終的な確認ということでございます。

○川上委員

私、市民の税金、6500万円の扱いについて、いとも簡単に事実と違うことを予算説明資料に書いて、そして答弁の過程では、事実でないことを堂々と答弁する。とんでもないことだと思います。改めてもらいたい。新市長のもとで、もう少しお互い、議会は議会としての監視機関としての仕事をするけども、あなた方、市民の税金預かって執行しようというわけでしょう。今やってる議会は予算議会じゃないですか。今、補正をやってるけど。もう少し緊張感持ってね、やってもらいたいと思います。質問の全体を終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、詳しくは本会議で述べることにしますけれども、今回の補正予算の全体については、子ども、高齢者のための福祉、教育に関わる仕事に必要な補正をするということで、私は、子どものためにしっかりした財政出動するのは当然だと思います。ただし、今回、補正予算のうち、学校関連の予算計上において、落札率100%による契約に係るものについて、同意ができません。そのために、この議案第1号について反対であります。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第1号 平成28年度飯塚市一般会計補正予算（第9号）」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は举手願います。

（ 挙 手 ）

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩します。

休憩 11：55

再開 13：00

委員会を再開します。

「議案第20号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○行財政改革推進課長

議案書の1ページをお願いいたします。この条例の別表中に記載しております飯塚市行財政改革推進委員会及び飯塚市の歌制定委員会については、所期の目的を達成していることから廃止し、有識者や市民の視点で効果的で効率的な行政運営に関して審議及び評価させるため、新たに飯塚市行政評価委員会を設置するものでございます。この行政評価委員会では、事務事業評価のほかに、現在策定を進めております公共施設の最適化評価についてもお願いする予定といたしております。

また、あわせまして、今回、附属機関の行財政改革推進委員会を廃止しますが、内部組織である行財政改革推進本部についても、同じように平成28年度をもって廃止いたしますので、その内容についてご説明いたします。本日提出いたしております資料をお願いいたします。廃止の理由といたしましては、当分の間は、計画の進行管理が中心となること、また廃止後にあっても、下のほうに図で示していますように庁議等の会議体で対応ができることから、廃止するものでございます。

以上で、簡単ですが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

飯塚市の歌については、この歌が市民に親しまれて、未来に向かって、子どもたちも口ずさむことができるような歌となるように期待はしたいと思っております。そこで、飯塚市行財政改革推進委員会のことなんですけれども、所期の目標を達成したので廃止するという当初の説明がありましたけれども、所期の目標とは何のことだったのでしょうか。

○行財政改革推進課長

行財政改革推進委員会の所期の目的と申しますのは、合併当初に財政のバランスが壊れて緊急的に行革を進めていく、その中で外部の委員会を設置してやってきたということでございます。その結果、財政的なところでいえば、行革のおおよその目的は達成しまして、黒字化、そういったところも達成したということもございます。そういったところで所期の目的は達成したということと考えております。

○川上委員

財政の危機的な事態は脱して黒字化と言われましたけれども、平成27年度決算で6年連続黒字ということでしたね。それで、今は行革の担当課としても市の財政は引き続き好転しているという認識なんですかね。

○行財政改革推進課長

引き続き財政が好転するかどうかというのは、ちょっとそこまで私どもも予測はもちろんできません。ただ、ここの行革委員会というのが大きな、いわゆる行革大綱の方針、それから公



共施設の基本的な方針、そういった方針を策定するというのが主な業務でございました。そういった業務については基本的には終了しているということと、現段階、財政的にはトントンというか、黒字化しているというところもございます。ただ、今後財政的なもので赤字、そういったものが引き続き何年か続くというようなことがあれば、当然もちろん行革の大綱を改めて策定する必要が出てくるかもしれません。そういったときには、またこの委員会というのは設置する必要があるかと思っております。

○川上委員

1つはね、市の財政は、財政担当課としては、決算でも明らかにしたわけですがけれども、引き続き財政は好転していると、改善し続けているというのが基本認識ではないですか。行革のほうはわからないということなんですね。それはわからないんでしょう。もう1つはね、今度、所期の目的を達成したので廃止するというんだけど、赤字が続けばまたつくるといって、非常に安易なこと言われてるんだけど、市長もそのようにお考えですか。

○財務部長

平成27年度に策定いたしました財政見通しの中では、財調を取り崩した中での財政運営を強いられるであろうということは、議会のほうでも報告をさせていただきました。今後の見込みについては、それを毎年見ていった中で、赤字体質になる。それはどういったものが原因でということも分析した中で、じゃあ次に、先ほど言いました委員会をつくるものなのかどうかを判断していきたいというものでございます。

○川上委員

ちょっと誤解をされると困るんだけど、私はつくれといったわけじゃないんですよ。今度廃止するけどね、状況の変化によってはつくるかもしれませんと、つくるでしょうと言う答弁があったから、そういうことなのかってことを市長に聞いたわけですよ。私がつくれという要望ないし質問をしたわけじゃないんですよ。

○財務部長

つくれとおっしゃってないのはわかっております。それで、そういう状況になれば当然、それに対応するような組織は当然設置して、検討していかなければならないと考えておりますので、そういった段階になれば、また、そういった組織づくりをしていかなくちやならないというふうを考えております。

○川上委員

大地震だとか、大変な災害が生じたときだとか、その他の想定外の事態が生じたときにはね、市の財政に大きな打撃を与えたり、国県の援助を受けたりするということが当然あるかと思うけども、既にあなた方が所期の目標を達成したと言っている、きょう資料までいただけてますけど、これに沿って言えば、そうしたことは起こらないと。あなた方が想定外のようなことは起こらないというのが前提になってるわけですよ。だから、ずっと財政シミュレーションも既に提出されてるじゃないですか、議会にも。財政調整基金を取り崩してというのは、何か突飛なことが起こったからというのではなくて、計画どおりに取り崩すようになってるわけでしょう。軟着陸地点は64億円としてるじゃないですか。国の目安からすれば32億円程度が本市の財政規模との関係では妥当だということになってる。その2倍の財政調整基金を残そうという計画で今行ってるわけですよ。だから非常に安定してるわけ。この事実を、私が適当に言ってるわけじゃないんですよ。この間の皆さん方、財政部の説明なんです。この事実を共有していなければ、第2次マスタープランに向かって、人がかがやきという仕事はしにくいだろうと思うんです。だから、悪くなったらまたつくりますという答弁は、聞いてもないし、その答弁は市財政が非常に不安定だということを強調するように聞こえるので、それは指摘しておきたいと思えます。

それで、廃止するのであれば、本当にその所期の目標を達成したのかということになる。そ

うすると、所期の目標って何でしたかという、先ほど言われたとおり。私は、しかし、行財政改革というのは、本来、自治体の本旨が住民の福祉の増進にあるわけですから、そのために財政を立て直していくというのが趣旨だと思うんですよ。それから見てみると、合併後のこの10数年間、そのとおりになったかどうか。そこを考えないといけないと思うんです。住民の福祉の増進ということで、どういうことができたのか、維持ということもあるかもしれませんが。しかし、痛みを住民の皆さんに押しつけてきた事実もあって、それは皆さんも承知の上じゃないですか。がまんをしていただいたというふうに言ってるわけですから。公立保育所をこのように民間に渡して、公立保育所廃止して、皆さん方の財政効果は10億円と言ってるわけですよ。何が生まれたかという、ほかの要素もあるけども、多くの子どもたちが保育所に入れられない事態、これからまた4月以降急増するでしょ。こういうことを生んでるわけね。このことを自覚しておかなければ、その後は進行管理が中心となるということで、行革委員会廃止して別のものをつくったらいいいということではあまりに安易過ぎるのではないかと。だから、この行革推進委員会の総括を、今いった観点から行う必要があるのではないかと。これは大体基本的には第2次マスタープランつくる折にされてると思うんだけど、その中で出てきたのが、地方自治体の本旨は福祉の増進を図ることにあるという、これを明記されたわけでしょう。したがって、新しい行政評価委員会、これは進行管理と言われるんだけど、そのようなかたちで進行しているか否かを、そういう意味では管理していかなければならないというふうに思うんですけど、これについては、私の意見を述べてるんだけど、どう思われるか、お尋ねしたいと思います。

#### ○行財政改革推進課長

最後のほうのご質問ということで認識してお答えさせていただきますが、行政評価委員会と総合計画、マスタープランとの関係性というところをどう理解した上で今回つくってるのかということかと思しますので、それについてお答えさせていただきます。全く行財政改革推進委員会と行政評価委員会というのは、性格的には同じものということではございません。この行政評価委員会というのは、例えば総合計画の中でいうと、情報共有の推進、基本計画の中ございますが、そういう中で言えば、市民参画の機会の充実、それから、効果的効率的な行政経営の推進の中で言いますと、市民にわかりやすい行政経営を求められていますという、そういったところの1つの手段、それから、公共施設等の最適化の有効利活用の中で言えば、市民との情報を共有しながら、効率的効果的な維持管理や適正配置を推進しますといった部分のいわゆる手段、それから、財政の健全化の中で言いますと、施策レベルでの選択と集中による事務事業の見直しを行い、優先順位を明確にして事業を実施する必要があるといった部分の手段ということで、単なる総合計画の進捗管理というわけではなく、市民と今後行政運営を進めていく上での、1つの手段としてこの行政評価委員会を設置するものという位置づけでございます。

#### ○川上委員

今の説明だと、既に平成35年度までの第2次行財政改革大綱及び平成37年度までの第2次公共施設等のあり方に関する基本方針については、今後、進行管理はそのとおりどんどんやっていけばいいというわけではなくって、市民の意見をよく聞きながら、そのようには言わなかったけども、市民の意見を尊重しながら、進めていきたいと、そのためにつくるのがこれだという評価委員会だというに聞こえましたけど、そのとおりですか。

#### ○行財政改革推進課長

ちょっと違います。申しわけございません。行革のですね、今、大綱なり基本方針の進捗管理につきましては、先ほど補足説明で説明させていただきましたほうの資料で言いますと、庁議とか、部長会議のほうでその進行管理についてはやっていくということで考えております。今、説明しました行政評価委員会につきましては、いわゆる、一部公共施設については、今、

委員の言われたような進捗管理の部分はございますけれども、いわゆる市民参画による行政運営の推進そういうものを進めていくための1つの手段ということでご理解いただきますようお願いいたします。

○川上委員

ちょっと違うわけですね。しかし、今、答弁された中身には当然ながら、今後の行財政改革に当たっては、市民の同意、合意をあるいは共感をね、大事にするというものが市民参画という言葉の中に常に入っているはずなんです。だから、既に前市長が答弁されたことがあるんだけど、潤野小学校の跡地問題、市は民間売却が基本方針との説明だったけれども、地元の利活用を優先し、地元の同意を必要とするというふうに言ったことがあるんですよ。忘れたらだめですよ。忘れたような顔をしたらだめだって言ってるじゃないですか。会議録で確認すればいい。そういうことなんです。会議録でも確認したらいいと思う。これはね、新市長、継承してもらいたいところなんです、必ず。市がいろんなこと決めるけれども、前提として、市民の共感とか同意とかいうのがあってしかるべきなんです。それを踏まえた進行管理が重要だと思います。そこで、それが行えるような行政評価委員会なのかというのが問われるわけですね。それで構成についてはどういう構成で考えているのか、ここに書いてあるけれども、もう少し具体的に、市民参画というところに視点を置いて答弁してもらえますか。

○行財政改革推進課長

その前に、先ほど前市長の斎藤市長が答弁した議事録を確認してというお話でございます。何回か学校跡地の関係については、委員ともやりとりしております。それについては議案の質疑の時の答弁ということでよろしいでしょうか。すいません。

委員会構成につきましては、今考えておりますのは、学識経験を有するもの、それから市民公募によるもの、その他市長が必要と認めるものというところで、現段階では今そういうところで考えております。

○川上委員

それ自身のあれでもあるけど、市民の公募は全体何人のうちどれぐらいを考えてるんですか。

○行財政改革推進課長

委員構成としては15人以内をもって組織するというところで、そのうち公募によるものというのは、何人ということで、まだ、人数については決めておりません。

○川上委員

私はしかるべく市民の声が反映されるように、構成メンバーとして、一定の規模、入るべきだと、募集するべきだと思います。それからもう1つ、行政評価委員会、そのように構成されたとして、活動はどのように行うのか、予定があるのか、お尋ねします。

○行財政改革推進課長

活動というか、所掌事務に関しましては、先ほど、補足説明の中でも申し上げましたけれども、事務事業評価に関すること、それから公共施設等の最適化評価に関すること、それと行革のほうでやっておりますのが、補助金審査というものをやっておりますので、その補助金審査について、この事務事業評価の中にくくって行っていきたいというふうに思っております。

○川上委員

一月に何回会議をすとか、タウンミーティングをすとか、そんなこともあると思うんだけど、一番重要なのはね、情報公開だと思います。この情報公開を徹底していった中で、初めて、市民参画が可能になると思うんです。それをぜひお願いしたいと思います。質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は、議案第20号に賛成の立場で、討論を行います。詳しくは本会議で述べますけれども、行政評価委員会の設置は、今答弁があった趣旨に沿って、行われるということを期待して認めるものですが、念を入れて言えば、その仕事としては、明確に住民の福祉の増進を図ることを本旨とする、自治体の役割発揮をどう構築するのかという角度からですね、本当の無駄をなくしていく。住民福祉に回すと、お金を。この視点をきちんと、位置づけてもらいたいということを述べておきたいと思います。討論を終わります。

○委員長

ほかに討論ありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第20号 飯塚市附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第21号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○人事課長

「議案第21号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明を行います。議案書の3ページをお願いいたします。

本条例案は、職員定数の合計952人につきまして変更ございませんが、これまでの組織の再編等に伴う、内訳を改めるものでございます。

それでは、4ページをお願いいたします。新旧対照表にてご説明申し上げます。表の左側が「新」で、右側が「旧」でございます。

まず、右側をごらんいただきますと、条例第2条第1項の第2号、「市長の事務部局の職員」につきまして、現行の737人を、表の左側になりますが、755人に改めるものでございます。

次に右側の、第5号「教育委員会の事務部局及び教育機関の職員」につきましては、現行の139人を119人に改めるものでございます。

最後、右側の、第8号「企業局の事務部局の職員」につきましては、現行の51人を53人に改めるものでございます。

また、その他の「議会」、「選挙管理委員会」、「監査委員」、「公平委員会」、「農業委員会」の事務部局の職員数につきましては現行どおりでございます。

今回の改正につきましては、主に「教育委員会の職員」のうち、学校教育以外のスポーツ部門及び、市内12公民館配置の係長職を「市長部局」に移管していたことによる職員の増減を是正するものでございます。

なお、最初にも申し上げましたが、第9号に規定する職員定数の「合計」952人については変更ございません。

また、施行日は平成29年4月1日とするものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

教育委員会の20人の減なんですけれども、12人の係長職は、この中に入るといことなんですけれども、それ以外のスポーツその他というのはどういうことでしょうか。

○人事課長

学校教育以外のスポーツ部門につきましては、平成24年度から平成25年度に変わるときに、教育委員会の部局から市長部局に移ったわけですが、このときに、約4名が移っているということになっております。

○川上委員

ちょっとわかりにくかったですけど、20人減でしょう。このうち12人は公民館の係長職というわけですよ。あと8人はということなんですけど、8人の数字が、ぴたっと来るのがあります。

○人事課長

この定数につきましては、きっちりとした数字ではございませんで、例えば、再任用のフルタイムの職員でありますとか、そのあたりの増減を若干余裕を見て、策定しておりますので、少し余裕を持った数字であるということ、ご理解いただきたいと思っております。

○川上委員

少し余裕を持った数字、どういう意味ですか。

○人事課長

職員の定数条例と申しますのは、きっちりとした数字、その年その年の配置の人数をきっちりとうたったものでございまして、今後、また増減等がございました時のために少し余裕を持った数字で設定をさせていただいているということでございます。

○川上委員

条例上、119人にするわけでしょう。119というのは、これを上回ることも下回ることもありますよということをおっしゃってるんですか。それとも、20のほうのことについておっしゃってるんですか。

○人事課長

この定数条例で定めた数字を上回ってはいけませんので、その範囲内におさまるように少し余裕を持って設定をしているものでございます。

○川上委員

20という数字が先にあるわけではないよということなんです。119なんだよということなんです。それでよいかどうか気にはなります。それから、市長の事務部局に755人ということで、差し引きすれば18増ということになるんです。今度の定数扱うことによって、今、職場によってはずっと電気が消えないという職場もあるんです。そうしたところの緩和のために、この18ふえる定数は適用されていくのか、それちょっと心配してまして。

○人事課長

そこまで時間外についての深い考えはございませんで、今回の場合につきましては、あくまで教育部門と市長部局との職員の増減の是正を目的にしたものでございます。

○川上委員

希望としては、今言ったように職場が非常に仕事が困難なところ、大変なところに職員をふやすように考えてもらいたいと思うのと、それから何といたっても、公立保育所の保育士を正規で採用することによって、今の待機児童の解消、待機児ゼロを実現してもらいたいと思うんです。一定数の正規保育士を確保することができれば、施設については菰田保育所、それから徳前はいろいろ言ってきましたけど、昨年3月まで使っていた保育所があるわけ。これに一定の整備が必要ですよという答弁もありましたけども、すればいいわけですよ。その間どうするかということなんですけど、例えば東横田の旧スーパーあそうの施設、1月まで保育所だったでしょ。枝国保育所、皆さんが民間移譲した。その枝国保育所、民間移譲すると補助金が来て建

てかえる財源が来るから建てかえ工事だったでしょ。その間、スーパーあそうの跡施設を保育所で使ってたじゃないですか。1月まで使ってたんですよ。だから、保育士を、保育士は確保できるでしょ、公立で。公立の正規保育士で採用すれば。施設もあるわけですよ。その気になって見れば。だから4月以降も、もう今3月だからどれだけの待機児が生じるか、もうわかってるはずですよ。これ緊急に対応しようと思えば、できる力は既にあるわけです、財政的にも。保育士が足りないということもないわけ。施設もある。あそう跡施設で一定期間対応している間にしかるべく補修するというか、改修すればいいでしょう。それにかかるお金はたいしたことないですよ、子どもの幸せとの関係で考えれば。だから、そういうこともぜひ各課の体制強化とあわせて、この保育所待機児童ゼロのための保育士の募集についても検討してもらいたいというふうに思うんですね。

それから、企業局については51が53になるという、18足す2が20ですよということでしょうけど、この2人の定数増はどういう仕事をするんですか。

○人事課長

企業局のプラス2人につきましては、今後、先ほど少し申し上げましたが、常勤の勤務の、つまりフルタイムの再任用の職員等の増加にも対応できるよう企業局だけではございませんで、その他の事務部局につきましても、若干の余裕を持たしておりますが、企業局につきましてはその結果といたしまして、2名プラスといった感じで数字が出てきておるということでございます。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

議案第21号に反対の立場から討論します。全体として、職員がいきいきと誇りを持って仕事ができるように、定数を適正に管理することについては当然だと思いますし、特に市長部局に職員をふやすことについては、先ほど質疑の過程で申し上げましたような各観点から同意するんですけど、住民福祉の増進の仕事を進めることに賛成なんです。しかし、既に日本共産党として態度表明をしておりますけれども、病院事業会計の移行にかかわる企業局の設置に関する定数増については認めがたいのであります。以上で討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第21号 飯塚市職員定数条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第22号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

議案書の5ページをお願いします。「議案第22号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。

地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、飯塚市税条例の一部を改正するものでございます。

12ページから22ページまで、新旧対照表をつけておりますが、内容の説明は省略させていただきます、今回の主な改正について、ご説明いたします。

まず、市民税関係ですが、住宅借入金等特別税額控除につきまして、対象となる居住年の期限を2年半延長して、現行平成31年6月30日ですが、平成33年12月31日までとするものでございます。公布の日からの施行となります。

次に、法人市民税でございますが、消費税率10%段階において、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人市民税のうち法人割の一部を交付税の原資化にするため、法人市民税の法人税率の改正を行うものでございます。現行の9.7%から6.0%に、同様に制限税率につきましても12.1%から8.4%とともに3.7%減じる改正を行うものでございます。これにより、交付税の原資化となる地方法人税の税率は4.4%から10.3%と5.9%に拡大されることとなります。平成31年10月1日からの施行となります。

最後に軽自動車税関係でございますが、消費税率10%段階において、自動車取得税が廃止されることに伴い、新たに環境性能割を創設し、現行の軽自動車税を種別割と改めるものでございます。種別割の税率につきましては現行の軽自動車税と同様の税率でございます。

なお、環境性能割の徴収につきましては、当分の間、自動車取得税と同様に県が徴収を行い、市町村に交付することになっております。これにつきましても、平成31年10月1日からの施行となります。

軽自動車のグリーン化特例に関しましては、現行平成28年度までの適用期間を平成29年度までに延長するものでございます。これにつきましては、平成29年4月1日からの施行となります。

以上で、改正内容の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

○川上委員

議案第22号に反対の立場から討論を行います。地方自治体の財政力強化については、庶民の暮らしを痛める消費税の増税によるべきではなくて、本来、地方交付税、その率の改定、引き上げによって、国の責任で地方財政は万全を期するというのが我が国のルールなんですね。このルールを元にするべきであって、今回の議案には、この消費税増税を前提としておりますので賛成できません。

○委員長

ほかに討論はありますか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第22号 飯塚市税条例等の一部を改正する条例」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第23号 地方税法第6条の規定による固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○税務課長

議案書の23ページをお願いいたします。「議案第23号 地方税法第6条の規定による固

定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、補足説明をさせていただきます。本条例につきましては、一般社団法人飯塚医師会が所有する施設名称が変更されたことに伴い、関係規定を整備するため、本案を提出するものでございます。

議案書24ページの新旧対照表をお願いいたします。右側の旧でございますが、下線の「飯塚医師会臨床検査センター」を左側下線「飯塚医師会検診検査センター」に変更するものでございます。

以上で、改正内容の補足説明を終わります。

○委員長

説明は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第23号 地方税法第6条の規定による固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、「議案第29号 飯塚都市計画事業飯塚本町東土地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○地域連携都市政策室事業主幹

議案書の41ページをお願いいたします。「議案第29号 飯塚都市計画事業飯塚本町東土地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例」について、補足説明をさせていただきます。本条例は、都道府県及び市町村が土地区画整理事業の施行者となる場合、土地区画整理法第53条第1項の規定に基づき、その施行規程を条例で定めることとされていることから、飯塚本町東土地区画整理事業を施行するにあたり、法の規定に基づき施行規程を定めていたものです。

平成25年3月29日の施行から今年度で飯塚本町東土地区画整理事業が、完了となりますことから平成29年4月1日をもって本条例を廃止するものでございます。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

この事業の主要成果、主な成果についてお尋ねします。

○地域連携都市政策室事業主幹

飯塚本町東土地区画整理事業におきましては、この中で火災跡地及びその周辺におきまして、土地区画整理事業を施工しまして、その中で子育て施設、そして居住の分譲マンション、優良建築物等整備事業、こういったものを、都市施設を整備行いまして、まちのにぎわい、そして定住促進を図るというふうなことになります。街なか子育て広場のほうも非常ににぎわいを見せておりまして、分譲マンションも居住者がふえているというふうな状況でございます。

○川上委員

私は、ほかにもあろうかと思うんだけど、実は今、言われた成果の上に、にぎわいをどう捉えるかということがあると思います、中心商店街周辺の。このにぎわいというのは一つは、ここで住み、商売をし、地域の文化を支え、日常の暮らしのコミュニティーを構築していくと、



維持するというのが、もう一つのにぎわいの側面ではないかと思うんですけども、それを行う上では、市民全体の購買力をアップするいろんな工夫、そしてそこで消費することができる企画というのにも要ると思うんだけど、今進めている、公共交通網の努力をさらに特定の、通常通りではなくて、特定の機関については、周辺部からも多くの人が足を運ぶことができるようにですね、工夫をする必要があるんじゃないかというふうにも思っています。前向きの取り組みが引き続き求められるのではないかと思います。

それから、先ほど主要成果を述べられたんですけども、この事業に財政出動はどのように行われたのかについて、お尋ねしたいと思います。

○地域連携都市政策室事業主幹

財政出動につきましては、土地区画整理事業におきますこちらのほうにつきましては、隣接します都市計画道路、新飯塚潤野線を含めまして、46億6千万円ほどになっております。この分につきましては、分譲マンション、こちらのほうの費用、民間投資のほうも含めた総額となります。

○川上委員

この事業全体に係る財政出動は46億6千万円で、この中には、民間投資の分も入っているということなんですね。それは分けるとどうなります。

○地域連携都市政策室事業主幹

こちらの民間負担分が13億9千万円、そして市費、一般財源としては7億9千万円ほどになります。地方債を除きます一般財源としては7億9千万円です。

○川上委員

ほかに国県の支出、そして借金とあるわけですね。どういうふうに聞いたらいいですかね。46億の内訳全体がさっと言えます。46億6千万円。

○地域連携都市政策室事業主幹

46億6千万円の内訳でございますけども、民間負担分が13億9千万円。国費のほうは9億6千万円。市費といたしましては、23億1千万円で、その内訳が地方債のほうは15億3千万円、一般財源が7億9千万円というふうになります。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第29号 飯塚都市計画事業飯塚本町東土地区画整理事業施行規程に関する条例を廃止する条例」については原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

お諮りいたします。執行部から案件に記載の10件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「認定中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告(素案)について」、報告を求めます。

○地域連携都市政策室事業主幹

平成24年度から5年間の計画で取り組んでおります中心市街地活性化基本計画は、最終年

度に事後評価を行った上で、最終フォローアップとして内閣府への報告が義務付けられております。現時点では、平成28年度実績値が確定しておりませんので、昨年度までの実績から見込み値による事後評価を行い、平成29年2月20日に飯塚市中心市街地活性化協議会においてご承認をいただいた素案について報告させていただきます。

資料は、1ページから4ページが全体総括、5ページから9ページが個別目標の評価、参考資料として10ページに事業効果、11ページにアンケート結果の抜粋を添付しております。

基本計画では、中心市街地内の「歩行者通行量」及び「居住人口」の2つの指標を設定しておりますので、はじめに5ページ「歩行者通行量」の個別目標から説明いたします。平成28年度の見込み値は、事業を実施しない場合の推計値を上回っているものの、目標値の達成には至っておりません。

「2. 目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況」で事業ごとの効果を分析しておりますが、①吉原町再開発事業や②ダイマル跡地暮らしにぎわい再生事業、そして今年度完了した③本町東地区優良建築物等整備事業等により、さらに定住人口がふえ交流人口の増加が見込まれます。

また、健康プラザや街なか子育てひろばは、多くの利用者があり、にぎわいの向上に貢献しているところです。

こうした歩行者通行量の増加が見込まれる状況にあつて、平成27年度の歩行者通行量の急激な落込みは、7ページ④戦略的逸品店舗誘致事業として集客力の高い店舗の誘致の取り組みが十分な効果を発揮できなかったことや7ページの「3. 今後について」に記しておりますとおり、本町東地区土地区画整理事業の実施に伴う主要商業施設の仮移転、また調査日において気象条件が平年を下回る冷え込みのため回遊性が低下したことが考えられます。歩行者通行量については、このような事態を想定し、計画当初から調査方法の工夫もしなければならなかったと考えております。

続いて、8ページの「中心市街地内の居住人口」ですが、平成28年度の見込み値につきましては、目標値を僅かに下回るものの、概ね目標を達成しております。

先ほどと同様に、「2. 目標達成に寄与する主要事業の計画終了後の状況」で事業ごとの効果を分析しておりますが、①から③の事業により定住人口の増加が図られたことで、地区内人口は減少から増加に転じ、入居者全ての住民票が異動されていない状況下で目標値に近い結果が得られております。

また、9ページの「3. 今後について」に記しておりますとおり、中心市街地に隣接するJR新飯塚駅東側エリアでは、基本計画以降、302戸の分譲マンションの立地により600人以上の新たな居住者が見込まれており、これを含め活性化事業の効果と捉えております。

1ページに戻っていただきまして、これらの結果から全体総括としては、「2. 計画した事業は予定どおり進捗・完了したか。また、中心市街地の活性化は図られたか。」につきましては、【進捗・完了状況】は、計画していた38事業のうち14事業がすでに完了、20事業は一部に遅延が見られるものの計画期間内の完了が見込まれており、①概ね順調に進捗・完了したと評価しております。

【活性化状況】は、「中心市街地内の居住人口」では、目標値をほぼ達成し、一方、「歩行者通行量」では推計値を上回るものの目標値には達しておらず、総合的には「②若干の活性化が図られた」と評価しております。

2ページの「4. 中心市街地活性化基本計画の取組に対する中心市街地活性化協議会の意見」では、平成29年2月20日の協議会においていただいた意見を記載しております。

【活性化状況】としては、市の事後評価と同様に「②若干の活性化が図られた」との評価であり、今後は、魅力ある市街地の実現に向けて、引き続き、官民学が協働しながら中心市街地活性化に取り組む所存であるとの意見をいただいております。

「5. 市民意識の変化」につきましては、中心市街地来街者を対象としたアンケート調査から「②若干の活性化が図られた」と評価しております。その理由といたしまして、3ページの計画期間前と比較した中心市街地への来街頻度の変化のグラフから、新たな来街者の創出がうかがえること、また下段の中心市街地に対するイメージでは、活気を除く観点で現在の中心市街地に対する印象は良い結果が得られていることによるものです。

これらの評価から、「6. 今後の取組」としては、個店の魅力向上や商店街のマネジメントの強化、学生を含めた多様な世代の交流・にぎわいの場の充実、街なか居住のさらなる推進、中心市街地へのアクセスの向上や滞在の快適性向上を図る必要があると考えております。

なお、平成28年度実績の確定が4月以降となることから、再整理したうえで本年7月に最終フォローアップとして内閣府に報告する予定となっております。

駆け足となりましたが、以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市と市内3大学との包括連携に関する協定について」、報告を求めます。

○地域政策課長

「飯塚市と市内3大学との包括連携に関する協定について」、締結に向けての進捗状況をご報告させていただきます。

本市では、これまで市内3大学（九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部及び九州短期大学）とは、さまざまな分野で連携事業を実施してきておりますが、今後、さらなる連携の充実・強化を図り、本市の特性を活かした活力ある地域社会の形成と発展及び人材育成に寄与することを目的として、「包括連携協定」の締結に向け、関係者と調整を進めているところでございます。

本協定の締結につきましては、先行して協定の事務を進めておりました嘉麻市、あるいは桂川町とも連携を図りながら、4月中を目途に、2市1町及び3大学において、それぞれの協定を、同日付で締結する方向で調整を行っているところでございます。

協定の内容につきましては、お手元に配布しております「協定書（案）」の資料をご参照いただきたいと思います。

第1条に「目的」、第2条に「連携協力事項」として10項目を記載してありまして、地方創生関連事業等を含め、幅広い分野での連携・協力を進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

別の機会に、もう少し趣旨をお尋ねしたい所もありますけれども、提出資料の1ページの協定書案ですけれども、秘密情報第3条の規定がありますけれども、これは本市の情報公開方針との整合性をどのように図られるのか、お考えを伺います。

○地域政策課長

本市の情報公開等も含め、条例等も含め、そういうものには合致するような形でそれぞれ大学のほう、自治体のほうを含めて協議をしながら、進めてまいりたいと考えております。

○川上委員

ということは、本市の情報公開の方針及び関連の条例の範囲内のことであるということですか。

○地域政策課長

そのとおりでございます。

○川上委員

本市の関係条例の中で非開示に該当する場合の規定があるんですね。ここにある3条のことが全部そこに入ってしまうというようなことでは、整合性が図られたと本当に言えるのかというふうに思いますので、基本的には、本市の情報公開の方針、関連条例が基本だということをよく据えてですね、相手側にも理解してもらうようにというふうに要望を述べておきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2次飯塚市男女共同参画プランの策定について」、報告を求めます。

○男女共同参画推進課長

平成29年度から平成38年度までを期間とします、『第2次飯塚市男女共同参画プラン』が確定しましたのでご報告いたします。

昨年11月開催の総務委員会におきまして「素案の概要と市民意見募集」についての報告の際に概要をご説明しておりましたので要点のみ説明させていただきます。

本プランは、男女共同参画基本法におきまして、男女が互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる『男女共同参画社会の実現を21世紀の最重要課題』として位置づけられておりますことから、同法第14条の規定に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけまして、本市の男女共同参画社会の形成を促進するための施策に関する基本的な計画となります。

本プランの策定にあたりましては、市民意識調査結果等から第1次となります前プランの検証をするとともに、国・県の第4次男女共同参画基本計画や第2次飯塚市総合計画との整合性を図りまして、継続して男女共同参画施策の総合的、計画的な実施を目的に策定しております。

本プランの対象期間は平成29年度から平成38年度までの10年プランとなります。

なお、社会経済状況の変化や各施策の進捗状況などを検証いたしまして、中間年度となります平成33年度に見直しを行うこととしております。

本プランの特徴としましては、1点目に、昨年4月1日に施行されました『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律』いわゆる、『女性活躍推進法』に基づく「市町村女性活躍推進計画」及び、『DV対策基本法』に基づきます「DV対策基本計画」を取り組み項目の中に位置づけまして、一体的に推進することとしております。

また、2点目に、取り組みを進める中で、成果の把握・評価をするため、重点目標ごとに指標を設定しまして、進行管理の中で確認することとしております。

次に、プランの策定の経過につきましては、お手元に資料といたしまして、「第2次飯塚市男女共同参画プラン策定経過」にお示ししておりますので、そちらのほうに詳細を記載させていただきます。

男女共同参画推進委員会及びその下部組織であります策定専門部会を設置いたしまして、策定専門部会を8回、推進委員会を3回開催いたしまして、各委員にご審議いただきまして作成しました素案をもとに、市民意見募集の結果や関係各課の取り組み内容等を総合しまして、答申案を確定いたしました。

2月14日、推進委員会会長より、市長職務代理者へ答申案が進呈されまして、その答申案をもちまして、本部会議委員の承認をいただき、確定したものでございます。

第2次プランの内容構成につきましては、冊子のほうをごらんいただいでよろしいでしょうか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 14:03

再開 14:04

委員会を再開します。

○男女共同参画推進課長

申しわけございません。口頭で説明させていただきます。後日、配布させていただきますので、よろしくお願いいたします。

重点目標ごとに現状と課題を整理いたしまして、各課が取り組む内容をお示しておりますが、前プランでは、基本理念を設けておりませんでした。本プランでは、男女の人権が尊重され、だれもがみずからの意思に基づき活躍でき、安全安心に暮らせる社会の実現を掲げまして、基本目標3項目、重点目標10項目、施策の基本的な方向を21項目設定しております。本年4月1日から、各施策に当時取り組んでまいることとしております。

簡単ではございますが、以上で本プランの報告の説明を終わらせていただきます。配布のほうが大変失礼いたしました。製本を今作成中でございますので、完成しましたら、改めて配布させていただくこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

質疑というか、要望を述べておきたいと思うんですけども、男女がという入り口からの説明でしたけれども、今回の、素案策定の経過の特徴は、社会の中で、女性差別の最たるものというのは労働現場にあるというふうにかねがね考え、そのように述べたことがあると思います。その点からいうとですね、この女性の労働現場、実態について系統的に研究をされて、今回のプランに反映されたものだろうと期待しているんですけども、それを見ないとわかりませんが、さまざまなかたちで、賃金だとか、処遇、昇格だとかにおける差別があると思うんですけども、本市として、相当力を入れれば、是正ができるものが、保育所の入所、待機児童をゼロにすることだと思うんですよ。このことによって、働くあるいは働きたい女性たちがどれほど苦しみの中にあるかを、我々は深く認識しないといけないんじゃないか。3月8日は、国際婦人デーという非常に重要な、国際的な日だったんですけども、いまだに我が国においてとりわけ労働の現場において、女性差別はこのように横行して、是正の方向になかなか向かってないということについては、国の責任も、特に企業の中で、大企業の責任が大きいと思うんですけども、地方自治体としてできることは、まだまだあると思うので、力を合わせてですね、やっていきたいと、頑張ってもらいたいというふうに要望を述べておきたいと思います。以上です。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚地区消防組合庄内元吉出張所建設工事について」、報告を求めます。

○防災安全課長

飯塚地区消防組合組織再編実施計画に基づき整備されます飯塚地区消防組合庄内元吉出張所の建設工事における工事請負契約の締結について去る2月22日に開催されました平成29年第1回飯塚地区消防組合議会にて議決されましたので、その内容について報告させていただきます。

施設の概要ですが、鉄筋コンクリート造り平屋建て、延床面積が898.54平方メートル。工期が、議決日の平成29年2月22日から平成30年2月28日までとなっています。

施設の位置ですが、次のページ、1ページ目をご覧ください。付近見取り図の左側、穎田

地区佐興方面から、右側庄内地区仁保方面に走っています県道415号（口原～稲築線）沿いの庄内元吉公民館付近の斜線で示している場所になります。

契約議案を4ページ目に添付していますのでごらんください。契約金額は2億3351万4360円、株式会社 春田建設が受注されています。

以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

契約の締結が資料で出ております。入札結果、落札率についてお尋ねします。

○防災安全課長

条件付一般競争入札で行われまして、落札率89.94%ということになっております。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「被災地職員派遣について」、報告を求めます。

○人事課長

「被災地職員派遣」につきまして、ご報告申し上げます。

本市におきましては、平成23年3月に発生いたしました東日本大震災被災地支援につきまして、平成24年度より福島県相馬市へ、人的派遣を行ってまいりましたが、平成28年度をもちまして、一旦終了することといたしました。

一方、昨年4月に発生いたしました熊本地震につきましては、被災した市町村におきまして、その復旧・復興に要する職員不足が深刻な状況にあることから、多数の派遣要請がなされております。

本市におきましても、この要請に応え、平成29年度、当該被災地へ2名の人的支援を行うことといたしましたので、ご報告申し上げます。

まず、1人目でございますが、熊本県益城町に1名、40代男性の事務職でございますが、平成29年4月1日から1年間、主に、「地域防災計画の見直し」、「被災地台帳の整理」、「防災公園等施設整備計画」策定事務に従事する予定でございます。

次に、2人目でございますが、熊本県御船町に1名、40代女性の保健師でございますが、平成29年4月1日から1年間、主に「被災地住民の健康状態の把握及び保健指導」などに従事する予定でございます。

以上、簡単でございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

益城と御船と言われましたけども、派遣形態はどういうふうになるんですか。通勤するんですか。

○人事課長

派遣の形態につきましては、向こうのほうでアパートを借り上げまして、そちらのほうから通勤をするようになります。

○川上委員

どこまで聞くのが妥当かと思えますけれども、家族のある方が向こうに単身で移住するということはないでしょうか。

○人事課長

そのケースもございますが、今回の場合は、保健師の場合は単身で住んでおりますので、そのまま行くということになります。事務職の場合につきましては、自宅から通っておりますので、そのまま向こうの借り上げアパートのほうに移って、そこから勤務をするということになります。

○川上委員

家族がある方が単身でこれから1年間ということなんですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 14 : 14

再開 14 : 14

委員会を再開します。

○川上委員

配偶者、子どもさんがおられる職員の方が単身で1年間行くわけですか。

○人事課長

今回のケースにつきましては、そういったケースはございません。

○川上委員

そうすると高齢の両親を介護が必要なんだけれども、自分が行くとか、というようなことはないですか。

○人事課長

そのあたりも十分配慮をして人選をいたしておりまして、そのような不都合はないというふうに考えております。

○川上委員

そこを心配しております。単身の方であってもね、よいのかということは当然あるんですよ。家族がある方で、皆さんには言えない悩みがあるんだけれども、意義のある仕事だからということで、行かざるを得ないというようなこともあろうかと思うので、十分、配慮してもらったらと思います。私はちょっと心配で仕方ありません。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「2月26日執行市長選挙当日投票所での車両損傷事故について」、報告を求めます。

○選挙管理委員会事務局長

選挙管理委員会のほうから、2月26日に執行された市長選挙の当日投票所で起きました車両損傷事故について、報告します。お配りしています資料をお願いいたします。

2月26日、第3投票所、菰田小学校の体育館でございますが、こちらの入口付近において、投票所名を記載した懸垂幕を専用の三脚を使用して掲示していたところ、午後3時ごろ、風で三脚が倒れ、投票のために入口前に駐車しておりました車両の前方 右側面 上部にあたり、車両に損傷を与えたものでございます。

現在、相手方と損害に対する補償について話し合いを進めておりますが、事故につきましては、ひも等で固定していなかったために起きたものと考えております。

今後におきましては、かかる事故が起きないように対応してまいりたいと思います。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の策定状況について」、報告を求めます。

○行財政改革推進課長

公共施設等のあり方に関する第3次実施計画の策定状況につきまして、ご報告させていただきます。資料の1ページをお願いいたします。

本計画素案につきましては、昨年11月に各委員会に報告させていただき、その後市内12地区におきまして、懇談会を開催しております。開催状況は①に記載しているとおりでございまして、まだ、3月31日まで続ける予定としております。

②は第1回懇談会での意見等と現時点での市としての考え方を整理したものを記載しております。その概要について説明させていただきます。

まず、1. 公共施設等のあり方に関する第3次実施計画（素案）の策定方法に関するご意見では、どのような手順で策定したのか、市民の意見などを聴いたのかといったような意見が出されております。

次に、2. 計画素案に関するご意見ですが、廃止や縮減だけではなく、必要な施設は残すべきといったご意見をいただいております。

2ページをお願いします。3. 市民意見の反映に関するご意見では、市民意見を大切にしたいといった趣旨の意見をいただいております。次に、4. 懇談会のあり方については、参加者が少ないので周知方法を検討すべきとのご指摘をいただいております。次に、5. 跡地、跡施設に関する意見につきましては、特に学校跡地対するご意見をいただいております。

3ページからは個別施設に対する意見となっておりますので、委員会の所管施設についてのみ説明させていただきます。

5ページをお願いします。20. 男女協働参画推進センター、人権センターについては、市が政策的に設置した施設なので、稼働率が向上するような方策を検討すべきではないかといったご意見がだされております。

次に、資料2をお願いいたします。昨年の11月から1月にかけて、計画素案に関し募集した意見募集を行った結果、57人の方より意見をいただいております。

最初に、今後の人口減少に伴い、飯塚市の公共施設等の延床面積を今後10年間で削減することについてのご意見でございますが、これにつきましては、賛否が分かれたというような状況でございます。

次に、計画素案以外に知りたい情報、2ページになりますが、素案全体に関するご意見については、さまざまなご意見をいただいておりますので後ほどお読みいただきますようお願いいたします。

5ページをお願いします。本庁・支所に関するご意見では、空きスペースの多機能化や、民間貸付の促進について促進していくというような意見をいただいております。

つぎに、資料3をお願いいたします。資料1の懇談会の意見、資料2の意見募集の意見を踏まえ、本計画素案の一部見直しを今、検討いたしております。

1ページのNo.2（6）実施スケジュールについてでございますが、今回懇談会の中で、人口が減少する中では、市の公共施設等の廃止や縮小など最適化について理解はできるが、マイナスのイメージしかなくまちづくりの将来や、地域の未来の考え方を方針として示してほしいのご意見を多数いただいております。そこで、右側に記載しておりますが公共施設の最適化に応じて、そこで不要となった財源の一部をまちづくりの予算として組み替える、いわゆるインセンティブ予算と言ったような制度設計が必要であると思われまますので、今後検討を行うことを記載しております。この内容につきましては、資料4の10ページをお願いいたします。この資料は計画書の本文となりますが、下段のほうに（6）ということで、スケジュールという



ことで書いておりますが、ここにこのような内容を記載してはどうかと考えております。

また、資料3に戻っていただきまして、3ページをお願いいたします。No.24からNo.28にかかけましては、人権センター及び男女共同参画推進センターについて記載いたしておりますが、これについては、先ほどご説明いたしましたように稼働率の向上に向けた方策を検討するといったしております。

また、この一覧には記載しておりませんが、穂波庁舎についても穂波公民館と穂波図書館を移設していこうという計画素案を考えておりましたけれども、今後も地元との協議を継続し、穂波地区の地域拠点施設のあり方を含め検討していきたいと考えています。

最後になりますが、今後のスケジュールとしましては、議会でのご意見、2回目の市民懇談会でのご意見を踏まえ、計画を策定したいと考えております。従いまして当初28年度中に策定する予定ではございましたが、変更いたしまして、平成29年度の早い時期に、本計画の策定をまいります。

以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

本市は、合併して十数年ということで、皆さんの言葉で言えば、スケールメリットだのいろんなこと言ってるんだけど、その間本当に、住民の福祉の増進、ニーズに沿った方向に向かってきたかという、それはそうになってないという住民の声が大きいわけですね。そうした中で、国が平成25年11月だとか、26年4月にとりわけ26年4月は、公共施設等総合管理計画というのをを出してきて、合併した町というのもあってですね、動きが急にということになっているだろうと思うんだけど、飯塚市の計画について、国ないし県が、意見を言うてくる場面というのは、どういう場面があるんですか。

○行革課長

国県にはですね、今のところ意見を言うてくるということとはございませんが、完成しましたら、それについて県に報告、県から国に報告というだけでございます。

○川上委員

国県、特に、国でしょうけど、財政的な誘導というのはどういったものがあるんですか。

○財政課長

公共施設総合管理計画に基づきます財政的な誘導ということですが、今、公共施設を複数、これをある程度統合する、面積が減る、こういうことになりますと、それに対して、有利な起債措置が行われるということ、一つの例としましては、複数の施設、行政の施設をある程度まとめる、そして面積が減ってくる、こういうことに対しましては、90%の充当50%の交付税措置という形で今、そういった措置もございます。ほかにもいくつかメニューがございます。

○川上委員

市長、もうご承知と思うけども、公立保育所建て替えたいです、あるいは改造したいです、改修したいです。補助金ができません。ところが、民間移譲しますね。補助金は、じゃんじゃんです。じゃんじゃんでもないけど。このようにして、住民ニーズからではなくて、あるいは自治体の要求からではなくて、国の財政誘導によって、公立保育所が、本市の場合、次々につぶされていく。民間に移行されていく。そこでは、保育士の処遇などによって、保育士が集まらない。苦戦する。社会的な情勢の変化もあって、子どもたち預かってもらいたいというご家庭がふえているのもあるけれども、受け入れきれないという。こうしたことが直ちに解決しなければならないことですということ、繰り返し言うてるんだけど、私は、この第3次実施計画で、同様のことが、ほかの分野においても、起こり始めているのではないか、起こるのではないかという心配してます。ですから、国の誘導、お金の誘導ですから、皆さんにとって非

常に魅力的だと思ってくれるけれども、それよりも何よりも住民の声、住民の要求、福祉の増進という角度で、物を考えていくという習慣をつくり直したほうがいいんじゃないかなど。市長が今度新しくなった、変わられたわけですから、その機会でもあろうと思いますので、市長において、よく研究してもらいたい。公共施設というのは、自治体の本旨である福祉の増進の最大拠点なんですよね。ここをどう扱うかというのは、もともと住民の財産なんだから、国の財産じゃないんです。だから、そういった角度で物を見て考えてもらいたいというふうに市長にとりわけ要望しておきたいと思います。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「土地明渡等請求事件の経過について」、報告を求めます。

○管財課長

昨年4月に提訴いたしました平恒地内市有地に関する土地明渡等請求事件について、昨年12月15日開催の総務委員会所管事務調査以降の裁判の状況について、ご報告いたします。

1月13日に5回目の弁論準備、2月21日に6回目の弁論準備が行われました。

2月21日の弁論準備では、被告側から2月中に土地を明け渡すとの意向が示されました。その後、被告側から連絡を受け、2月28日に被告の立会いのもと、管財課職員が現地の状況を確認しました。

現地の状況は、機械、プレハブ建物、土砂等は撤去されていましたが、電柱及び車輪洗いプールなどは撤去されておりませんでした。

今後の対応につきましては、代理人弁護士と協議の上、裁判を進めてまいります。

なお、次回の裁判は3月24日に弁論準備が行われる予定でございます。

以上、簡単ですが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

昨年4月の提訴以来、公開の場面というのが一回もないんですよ、裁判が。それで、どうして市民の財産にかかわることが提訴されているのに、1年間にわたって、市民が傍聴できる、裁判を傍聴できるチャンスがないのか。どう思いますか。

○管財課長

今のご質問の件ですが、第1回目は公開で、口頭弁論が行われております。それは最初でございます。残りの部分につきまして裁判の進め方につきましては、裁判所の方針に基づいて行っておりますので、どうしてなのかということについては、回答できない状況でございます。

○川上委員

3月24日は傍聴できるんですか。

○管財課長

従来と同じ、いわゆるテーブル法廷でございますので、公開はされておりません。

○川上委員

この裁判があつて、市民はどういうルートで裁判の模様を知ることができるんですか。その非公開のテーブル協議か何かわからないけど、その模様については、市民はどういうルートで知ることができますか。

○管財課長

直接、裁判の状況につきまして、これについては、私どもも裁判所のほうには確認したことはございませんし、どういう形で市民の方々が裁判の状況を確認できるのかということについ

ては、承知いたしております。

○川上委員

2つ問題があって、1つは、裁判公開でしょう。違うんですか。裁判公開なんですよ。それなのに、なぜ密室で1年間も、協議を続けてくるんですか。それからね、あなた方は、執行部は、裁判の様子は把握してるわけでしょう。あなた方が、こういうことでしたということを市報にしる、それから、ホームページにしる、公開することもできるわけですよ。したことないですね。なぜですか。

○管財課長

裁判につきましては、代理人弁護士を立てて、お互い進めております。ですから、代理人弁護士と協議をしながら進めてる次第でございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○川上委員

私の質問に対するそれが答弁なら、代理人弁護士とあなた方が合意して、市民には裁判の成り行きは知らせないということを決めておりますという答弁になりますけど。

○管財課長

決してそういうつもりで言っておりません。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 14:34

再開 14:45

委員会を再開いたします。

○管財課長

先ほどの、ご質問の件でお答えさせていただきます。テーブル法廷自身の公開につきましては裁判所のほうの判断でありますので、私どものほうから回答いたしかねますが、弁論準備のときにはお互い、陳述書とか書類を出し合います。その出し合った書類について、これについての反論があるかないかというようなやりとりがっております。今、先ほど申しました2月21日の弁論準備では相手方から2月中の土地の明渡しを言われたというのは、まさにそのテーブル法廷の中で出た発言でございます。そういう形で、この場で報告をさせていただいております。また、繰り返しになりますが、書類等につきましては、情報公開に基づいて書類等は請求があれば出してる次第でございます。

○川上委員

情報開示請求があれば関係書類を出すというふうに言われました。

○管財課長

情報公開の8条で規定されておりますいわゆる訴訟関係の事務事業について、将来の裁判の目的が損なわれたり、公正かつ適正な執行に著しい支障があれば、公開の対象になりませんが、それ以外の書類等、出された、お互い出した書類いわゆる陳述書とかそういう書類につきましては、今申しました問題がなければ、情報公開している次第でございます。

○川上委員

それはわかりました。それで、先ほど言われた、例えば2月21日、で、きょうは3月14日だから、その模様は非常に今簡潔に、ありましたというだけの報告は議会に対してあったんだけど、市民はいつ裁判があつてるとかね、テーブル方式も含めて、あつてののかあつてないのかも何にもわからないんですよ。市報にも載らないし、ホームページでも紹介されないし、二重に密室状態に置かれてわけです。市民の財産が侵されたということで、皆さんは聞いているはずなのに、当事者が知らないという状況が1年にわたって続いているわけです。これ正常と思うかということなんです。なぜそうなってるのって聞いたら、先ほどの答弁でしょう。だから、それをしないということを弁護士とあなた方が、意志一致しているというふうに関

える答弁だけど、それでいいのかということ聞いたんです。

○管財課長

私の説明がちょっと悪かったようでございます。まず一点、裁判を進める上で、代理人弁護士と相談しながら進めているのは、事実でございます。そして、裁判の状況はどうかと公開の状況、これにつきましては、今申しましたように、私どもが参加して、相手方からと私どもものやりとりと申しますか、相手方からの発言で私どもが聞いてことにつきましては、今、2月中の明渡しがあるとかいうようなものについて大きな動きがあることについては報告しております。この弁論準備というのは、大きなという言い方をしましたけど、普通、書類が、相手方が出したり、こちらが出した書類を確認して、これについて意見はございますか、ありますか。次に、準備書面用意します、ぐらい話になっておりますので、今この場で報告しましたような明渡しというような意思表示があった場合について報告をしている次第でございます。

○川上委員

今日は、報告に対する質疑ということであれなんだけれども、基本的な考え方はとしては皆さんがたび重なる失敗をしたために生じたこの市有地の不法占拠、これを市民、議会からの追及受けてね、土地明渡し民事訴訟をする状態になっているという立場を自覚しておるかということなんです。それでも皆さんの場合は、刑事告発もしてないでしょう。国の場合だったらするのが当たり前という通知は紹介したとおりなんだけれども、市民の、議会の指摘、追求を受けて皆さんがようやくやった民事裁判なのに、その市民に適切に状況報告しない。このことについて、しないということをおかしいじゃないかって聞いたら、代理人弁護士とあなた方が相談して決めたことだというふうに答弁されたんです。これはね、おかしい。市報にしろ、ネットにしろ、状況を、この間のことを含めて、報告しそして、今後も続けるべきだと思いますよ。

それとあと2つ、テーマ的には聞きたいんだけど、嘉飯山砂利建設はなぜ今土砂とか、石とか重機とかを移動させてるんですか。どのように言っているんですか。移動させている理由。

○管財課長

これは、市のほうが土地を早急に明渡ししてもらいたいというところで、4月に提訴いたしました。その市の訴えに基づいて、土地を明け渡した、荷物等を運び出したということで考えております。

○川上委員

嘉飯山砂利建設による、業務上の都合による資材の移転ではなくて、土地明け渡し行為の途中経過の姿というふうにあなた方見てるわけですか。

○管財課長

市は土地を明け渡すように求めておりますので、それで裁判になって今まできておりますが、その請求に応じて、今、いわゆる退去という形になったというふうに考えております。

○川上委員

あなた方は請求した。で、資材が動き始めた。これはあなた方の土地を明け渡しというのがあなた方の、市の請求なんですよ。それに応えた行為なのか、自分たちの自己都合による、資材の移動なのか、そこの判断は管財課長は請求に基づく行為、つまり、明け渡し行為の過程であるという認識ですよ。そのことについては相手側あるいは相手側弁護士からこれは明け渡しの途中ですよ。土地明け渡しの作業の途中ですよという言明はあったんですか。

○管財課長

これはあくまでも代理人弁護士を通じての書面のやりとりですが、まず2月の末に、土地を明け渡しますというような意思表示もあっております。で、もともと、先ほどの繰り返しになりますが、市のほうは土地を明け渡すようにという請求をしておりますので、それに応じた動きだというふうに考えております。

○川上委員

住宅課はいないですか。住宅の明け渡しとかするじゃないですか。何をもって明け渡しとみなしますか。どの状態で明け渡し確認をします。3点目は、出入口の鎖、このくらいの南京錠がついてるじゃないですか。鉄のポールも鎖も南京錠も、あなた方のものだと聞いてますよ。あなた方があそこを管理するために持ってるんでしょう。2月28日に基本的に土地の明け渡しということであればね、嘉飯山砂利建設が持っている鍵は全部返してもらいましたか。

○管財課長

鍵につきましては、お貸ししている鍵はまだ受け取っておりません。といいますのは、先ほど申しました、電柱が5本、現地に残っております。2本は九州電力が今月中に撤去いたします。残りの3本は被告側のほうの、電気設備の関係で設置しておりますので、それを抜いてもらわないといけませんので、それが終わってから鍵を受け取るような形になると思います。

○川上委員

じゃあ、2月28日は何の話だったんですか。2月28日は明け渡し確認ではなかったわけですか。

○財務部長

先ほど、課長が説明しましたように、28日に明け渡すので確認してくださいというような連絡で立ち会いをしております。で、現実に現地に行きましたら、先ほど言いましたように、電柱も立ってます。そして、タイヤ洗いのプールも残ってます。当然、入り口のコンクリートは、そのままにしていますので、市としては契約の中ではもとに戻してくださいというようなことですので、今の段階では明け渡しということにはなりませんよ、ちゃんともとどおりにしてくださいねということで、現地では言っております。その関係で、先ほど言いました鍵の受け渡し、これで完了しましたということではございません。

○川上委員

じゃあ、あなた方の評価としては今の資材の移動している行為は土地の明け渡しの過程にあるというふうに感じているということなんだけども、現実には、電柱が立っている、それから構造物は残ってるということであればね、必ずしも土地明け渡し意思があるかどうかかわからないじゃないですか。

○財務部長

向こうのほうとしてはこの状態で明け渡すことができると判断されてあるんだろうと思います。ただ、うちのほうといたしましては、契約ではそういうことになってない。現実にもとどおりにやってくださいということで、最後に、もとどおりにやってもらって、最終的にはそれまで使われた土地の使用料も含めて払ってもらって、出ていってもらって完了だと思います。

○川上委員

わかりました。もともと、明星寺地区の問題があったんだけど、いつまでに撤退すれば、飯塚市からお金がもらえるというのがわかってた業者なんですよ。だから、そのお金をもらうために明星寺から撤退したことにするということで、いろんなことしたと思うんだけど、穴の詰まっている調整池の導水管とか、福岡県の職員と飯塚市の職員が行って見つけられないんだから、こうしてのぞけば導水管、壁があるのがすぐわかるんだけど。だとか、それから古タイヤ。山ほど埋まってたじゃないですか。住民の告発によって、運び込むことになってしまったけど、今回の資材の移動がね、本気の土地明け渡し訴訟、それから謝罪まで伴うものかどうかについては、十分引き続き監視がいるだろうと思います。ポイントとしては、鍵と思う。鍵をね、渡している行為、まだ持っていていいですよと、片づけるまでというところに、市側の隙があって、つけ込まれる危険性がないかという問題なんです。鍵を持っていいと言ってるじゃないかということです。鍵を本当に出すだけのことなら、市がずっと鍵を取り上げて、そしてそれに必要なときに、市が開ける、市が閉めると。実効的に土地の管理権を回復していかないとね、どうぞ持っててくださいって言うんでは、闘いにならないんじゃないかと。まだ裁判

続いているわけだから。なかなかの弁護士でしょう、相手も。どんなこと言うかわからないです。だから、私は鍵は全部飯塚市が管理する、必要な時に開けて、荷物を出させる。用が済んだら閉める。この行為を、そのようにして管理権を逐次獲得してかないと、裁判だってね、有利に展開できないじゃないかというふうに思います。

それで、最後、市長にお尋ねしておきますけど、この移転先、移動先。資材の。これが市の土地にかかわることがないかどうか、確認していますか。

○財務部長

資材の移転先については今のところ確認はできておりません。ただ、今、質問委員おっしゃるように市有地に搬入されれば、当然、ほかの市有地については、管財所管の部分で管理しておりますので、今のところ、そういった報告もございませんので、ただ、今言われた、どこに搬入したかわからないから、必要、全然関係ないところに持ってこられても困りますのでその部分については確認ができれば確認はしたいと思っています。

○川上委員

最後にしますけど、何のためにこの会社と何年間、裁判しています。だから、市が管理する市有地に物がありますといったときにはもう遅いわけですよ。だから、営業の自由でしようとかいうことを言うかもしれないけど、闘ってるわけだから、今裁判を。まさかうちに持ってきてないでしょうねって言うことで、どこに持ってきましたかというのを聞く立場にあると思いますよ。それはぜひ聞いて、もう1ミリたりともね、市の管理する土地に物を置かせないということを明確にしとかないと、1日でも置かれて、ぼやっとしてたら、認めたじゃないかということになりますよ。必ずなる。ぜひ、そこのところは頑張ってもらいたいと思います。終わりです。

○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「条件付き一般競争入札に係る告示文書記載事項の一部変更について」、報告を求めます。

○契約課長

「条件付き一般競争入札に係る告示文書記載事項の一部変更について」ご報告いたします。今回変更いたします内容は、平成26年12月16日開催の総務委員会での報告以降実施の条件付き一般競争入札から、公告文書記載事項の変更等により、入札参加者が1者の場合でも入札を執行してまいりましたが、大型の大量発注も落ち着きましたので、今回、入札参加者が1者の場合は、入札を中止する旨の記載を追加する変更により、入札参加者が1者の場合は、入札を中止することとするものです。

なお、この変更は、平成29年4月1日以後発注する案件から適用してまいります。

以上、簡単ではございますが、「条件付き一般競争入札に係る告示文書記載事項の一部変更について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

その変更については認めるものですが、この間に1者入札が続いて、それも落ち着いたとはどういう意味ですか。どういうニュアンスで言葉使ってますか。

○契約課長

先ほど言いました大型、大量発注、庁舎建設から大規模改造、小中一貫校工事の部分が落ち着いたということ。収束じゃないんですけど、工事の件数自体が若干、落ち着いたということ

でお答えいたしました。

○川上委員

その落ち着いたとは、どういう意味ですか。落ち着いたという意味。

○契約課長

失礼いたしました。言葉がちょっと、意味が理解しにくかったと思います。実際、工事が減少したといえますか、少なくなったということです。

○川上委員

全然、少なくなっていないでしょう。去年の9月、その後もあるじゃないですか。何で少なくなるわけ。あなたにわかるわけですか、それが。

○契約課長

工事数が減少したというのは、今までの庁舎建設から、先ほど言いましたように大規模改造、小中一貫校の大型発注の分が、すでに発注も終わり、その分で減少したということで、今後、この分については4月以降発注の分について、こういう取り扱いをしますということで、報告いたしております。

○川上委員

だから、4月以降、1者入札が減るということが何であなたにわかるのかと聞いたわけ。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 15:04

再開 15:05

委員会を再開いたします。

○総務部長

ただいま、契約課長がご説明申し上げましたのは、平成26年の12月以降、大型事業がかなり本数がふえておりましたので、事業の履行を確保するために1者入札ということ、御相談申し上げまして、それを実施しておりましたが、29年4月以降はその大型事業が、かなり減少してまいりますので、1者入札を行わなくても、事業の確保が可能というふうに判断しましたので、従前の1者入札の中止にしたいということでご報告をさせていただいております。

○坂平委員

執行部の説明が少しおかしいと思います。というのが、この2年間、総務委員会で入札制度についてと言うことで協議をしてきたわけですよ。その中で、執行部のほうも過去において1者入札は好ましくないという基本的な考えになったから、今回改めてあるんじゃないんですか。そのところを、きちっと説明せんと事業量が少なくなって、見込みとして少なくなるだろうということで、1者入札をする必要性が業者数を満たすので、必要性がなくなってくるというような説明じゃ、誤解を招きますよ。もう一度、説明をきちっとされたほうがいいんじゃないですか。そのために総務委員会として、この2年間入札制度について、協議をしてきて、またそういったことも、かなり1者入札自体はおかしいんじゃないかという指摘をする中で、執行部のほうが好ましくないというような答弁もされてきた経緯の中で、改めてあるんではなかろうかと私は解釈しますけど。

○総務部長

ご指摘のように、先ほどの平成26年以降、好ましくない状況でありましたが、ご無理を申し上げまして、事業の執行を確保するために、こういった制度を御了解いただいて、しておりましたが、事業数が減少してまいりましたので、この好ましくない状況を解消するために今回1者入札を中止するというに至りました。

○川上委員

適当な答弁をしたらだめですよ、総務部長。斎藤前市長に、私が問うた時に好ましくない

言うのを言ったのは事実だけど総務部長は、前の議会で、そうは言わなかった、1社入札について。非常に特殊な事例だと言わなかった。で、今、あなた、好ましくないと言ったでしょう。1者入札。どっちが本当ですか。好ましくないと思っているのか、非常に特殊な事例だと思っていないのかね。

○総務部長

前回の1月30日の総務委員会で、私は、特殊な事情と申し上げましたのは、100%入札のことでございます。1者入札のことは好ましくないという表現はいたしておりません。

○川上委員

1者入札について好ましくないという答弁はしてないわけでしょう。1者入札で好ましくないとは言わなかったんでしょう。今答弁したじゃないですか。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 15:09

再開 15:10

委員会を再開いたします。

○総務部長

申しわけありません。ちょっと言葉を言い間違えたようです。1者入札を好ましくないという事は、1月30日の総務委員会の際には言っておりません。

○川上委員

言っていないですよ。言っていないってさっきから言ってるじゃない。言っていないじゃない。いや、それ確認したらいいですよ。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 15:11

再開 15:11

委員会を再開します。

○市長

今回、1者入札による工事の発注については、100%入札を安易にうむおそれがあるというように考えますので、私も好ましくないと思ひまして、今回のような報告をさせていただいてる次第でございますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○川上委員

今後のことについては、私もそれは良いことだというに思うわけですよ。28年の12月の総務委員会に対して報告したというに言ってるんだけど、かねがね言ってますけど市長が教育長時代にゴーサインを出した学校関係の建築、施設一体型だけで190億ですよ。大規模改造を入れたら260億ですよ。これでどれだけ100%落札が横行したか。そして事実上の1者入札にどうつながっていたか。この反省がないまま、ほかの委員も言われたけど、この反省がないままもう時期が落ち着いたので、4月からはもとに戻しますというのであればね、新卒の官製談合の準備を、あなた方がこの間にやっておいたということになりますよ。そのことについてね、鎮西の5つの1から5までの100%について、指摘したことがあるけども、ここは反省しないで、もう1者入札を許可する必要があるから、次行きますと、もとに戻しますと。もとに戻すには別の理由があるわけでしょう。ほかの委員も言われたじゃないですか。大規模事業がもうなくなったから、いいということではないでしょう。悪かったから改めるといふでしょう。悪かったなら、どのように悪かったか、反省なり、総括があるということは今言ってるわけです。それは23日に一般質問の場で、もう少し聞きたいと思ひます。終わります。



○委員長

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について」報告を求めます。

○建築課長

「要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表について」福岡県の建築指導課より建築課に対して、飯塚市の公共施設に対する報告の取りまとめの依頼がありましたので、建築課の方にて報告させていただきます。

お手元の配布資料に記載のとおり、建築物の耐震改修の促進に関する法律が平成25年11月に改正施行され、不特定多数の者が利用する建築物及び、避難弱者が利用する建築物のうち大規模な建築物の所有者につきましては、耐震診断を行い、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられました。

このたび、所管行政庁であります福岡県に対しまして、資料のとおり本市施設21箇所を報告した内容が公表されることになりましたので、ご報告いたします。

資料No.1から17は学校施設が対象となりますが、No.1から13の施設に関しては、耐震診断を行い耐震補強完了後の結果が公表されます。No.14から17の施設に関しては、小中一貫校として新たに整備を進めており耐震診断は実施していない旨が公表されることとなります。

資料No.18・19は飯塚オートレース場第一・第二スタンドが対象となります。両施設とも耐震診断を実施した結果、現行の耐震基準を満たしていない診断結果となり、その旨が公表されることになりました。今後の整備については原課で検討中でございます。

本委員会の総務課の所管施設は、資料No.20の飯塚市役所本庁舎ですが、耐震診断を実施した結果、現行の耐震基準を満たしていない診断結果となり、今後の改修予定としては平成29年5月以降に除却予定の旨が公表されることとなります。

資料No.21の飯塚第一体育館ですが、整備計画中心にて耐震診断は実施していない旨が公表されることとなります。

以上、簡単でございますが報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

閉会を前に正副委員長代表いたしまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日で、この委員構成での委員会を開くのは、最後となります。委員の皆様方、また執行部の皆様方の協力を得まして、無事、責務を果たすことができました。

この場をお借りいたしまして、お礼を申し上げます。

ありがとうございました。

これもちまして総務委員会を閉会いたします。